

第四十三回国会 大蔵委員会 議院 議 録 第七号

昭和三十八年二月十二日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事足立 篤郎君 理事嶋田 宗一君

理事毛利 松平君 理事有馬 輝武君

理事平岡忠次郎君 理事堀 昌雄君

伊藤 五郎君 岡田 修一君

金子 一平君 田中 榮一君

高見 三郎君 藤井 勝志君

藤枝 泉介君 古川 文吉君

坊 秀男君 佐藤觀次郎君

坪野 米男君 芳賀 貢君

広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 原田 憲君

大蔵事務官 (理財局長) 稻益 繁君

委員外の出席者

大蔵事務官 (主計局法規課長) 上林 英男君

大蔵事務官 高橋 俊英君 (理財局次長)

大蔵事務官 (理財局国庫課長) 稻村 光一君

大蔵事務官 (理財局資金課長) 堀込 聡夫君

専門員 抜井 光三君

二月九日

委員芳賀貢君辞任につき、その補欠として渡辺愼蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員渡辺愼蔵君辞任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

二月八日

所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四六号)

法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四七号)

同月十一日

日本開発銀行法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六七号)

中小企業高度化資金融通特別会計法案 (内閣提出第七九号)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第八〇号)

同月九日

共済組合新法関係年金受給者の処遇に関する請願 (齋藤邦吉君紹介) (第六二七号)

同外一件 (亀岡高夫君紹介) (第八四三号)

戦傷病者中央更生指導所建設用地として市ヶ谷旧陸軍省跡の国有地払下げに関する請願外三件 (渡邊良夫君紹介) (第六七八号)

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願 (辻寛一君紹介) (第七五八号)

同 (寺島隆太郎君紹介) (第九四七号)

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願 (辻寛一君紹介) (第七五九号)

政府関係金融機関の資金増額に関する請願 (井出一太郎君紹介) (第七七四号)

旧軍関係官吏の国庫返納退職賞与更訂支給に関する請願 (金子岩三君紹介) (第九四六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四六号)

法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四七号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六七号)

中小企業高度化資金融通特別会計法案 (内閣提出第七九号)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第八〇号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二四号)

○白井委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、中小企業高度化資金融通特別会計

法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の五案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正す

る。

第六条の次に次の一条を加える。

(少額預金等の利子所得の非課税)

第六条の二 個人が、命令の定める

ところにより、左に掲げる預金、

合同運用信託又は有価証券を、金

融機関その他の預金の受入れをな

す者又は証券業者で命令で定める

ものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下本条において金融機関の営業所等という)に

て金融機関の営業所等という)に

おいて預入し、信託し、又は購入

する場合において、当該預入、信

託又は購入の際、当該預金、合同

運用信託又は有価証券につき本項

の規定の適用を受けようとする旨

を記載した書類で命令で定めるも

のを提出したときは、当該預金又

は合同運用信託で当該書類に係る

ものにあつてはそれぞれその元本

の合計額がその利子又は利益の計

算期間を通じて五十万円をこえな

い場合、当該有価証券で当該書類

に係るものにあつてはその利子

又は収益の分配の計算期間を通

じて(当該期間の中途において

購入したものについては、その

購入の日から当該期間の終了の日

までの間を通じて。以下本項にお

いて同じ)命令の定めるところ

により保管の委託又は登録をして

おり、かつ、その額面金額又はこ

れに準ずる金額として命令で定め

るもの(以下本条において額面金

額等という)の合計額が当該期

間を通じて五十万円をこえない場

合に限り、これらの計算期間に係

る当該預金の利子、当該合同運用

信託の利益又は当該有価証券の利

子及び収益の分配については、所

一 預金(前条第四号に規定するものを除く)。

二 合同運用信託

三 公債及び社債並びに公社債投

資信託の受益証券のうち、命令で

定めるもの

前項に規定する書類は、同項各

号に掲げる預金、合同運用信託又

は有価証券のうち第三項に規定す

る非課税貯蓄申告書に記載された

ものにつき、かつ、当該申告書に

記載された金融機関の営業所等に

対してのみ、これを提出すること

ができる。

第一項の規定は、個人が、命令

の定めるところにより、その者の

住所及び氏名並びに同項の規定の適用を受けた旨、同項各号に掲

げる預金、合同運用信託又は有価

証券のうちその適用を受けよう

とするもの並びにその適用を受けよ

うとするものの預入、信託又は購

入に係る金融機関の営業所等の名

称及び所在地を記載した申告書

(以下本条において非課税貯蓄申

告書という)を、当該金融機関

の営業所等を経由し、最初に当該

預入、信託又は購入をする日まで

に、政府に提出した場合に限り、

これを適用する。前項の場合には

提出されたときは、当該金融機

関の営業所等においてこれを受理

した日にその提出がされたものとみなす。

非課税貯蓄申告書には、第一項各号のうちいずれか一の号に掲げるもの及びその預入、信託、又は購入に係る金融機関の営業所等のうちいずれか一のものに限りこれを記載することができるものとす。一、非課税貯蓄申告書を提出した場合においては、命令で定める場合を除き、他の非課税貯蓄申告書は、これを提出することができないものとする。

の提出並びに当該申告書を提出し

た者がその提出後当該申告書に記載した住所又は氏名を変更した場合における申告に関する事項その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十一條の二第二項第一号中「十

二万円」を「十二万五千元」に、「九

万円」を「九万五千元」に改め、同

條第三項第一号中「七万円」を「七

万五千元」に改める。

第十一條の八中「十万円」を「十

万五千元」に改める。

第十一條の九第一項中「三万円」

を「三万五千元」に改める。

第十二條中「十万円」を「十二万

円」に改める。

第十五條の九第二項中「前項の規

定による控除」を「外国税控除額の

控除」に改め、同條第一項中「この

法律の施行地外にその源泉がある所

得につき」を削り、「当該所得の生

じた日又は期間の属する年分」を

「当該」に改め、「命令の定めるところにより計算した金額」の下に「以

下外国税控除限度額という。」を加

え、「課せられた税額」を「課せら

れた所得税に相当する税（以下外国

の所得税という。）の額」に改め、

同項の次に次の二項を加える。

居住者がその年において課せら

れた外国の所得税の額がその年の

外国税控除限度額をこえる場合（命

令で定める場合を除く。）におい

て、その年の前年以前五年内の各

年につき本條の規定により控除す

ることができた金額のうち当該

各年の外国税控除限度額に満たな

いものがあるときは、その年にお

ける前項の規定による控除の限度

は、同項の規定にかかわらず、そ

の年の外国税控除限度額に、当該

各年の外国税控除限度額から当該

控除することができた金額を控除

した残額（命令で定める金額に限

る。）に相当する金額を加算した

金額とする。

居住者がその年において課せら

れた外国の所得税の額がその年の

外国税控除限度額に満たない場合

において、その年の前年以前五年

内の各年において課せられた外国

の所得税の額のうち当該各年に

おける前二項の規定による控除の

限度をこえる部分の金額（命令で

定める金額に限る。）があるとき

は、当該こえる部分の金額に相当

する額の外国の所得税は、その

年において課せられたものとみ

なして、第一項の規定を適用す

る。

第三十八條第二項中「二千元」を

「千五百円」に、「七十円」を「五十

円」に改め、同條第五項中「三千元

を「三千五百円」に、「百元」を「百

二十円」に改める。

別表第三及び第四を次のように改

める。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得
税源泉徴収額表）

イ 月額表
甲 表
(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 扶 養 親 族 等 の 数										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
円 12,300	円 未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
12,300	12,500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	817
12,500	12,700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	836
12,700	12,900	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	855
12,900	13,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	875
13,100	13,300	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	894
13,300	13,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	913
13,500	13,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	932
13,700	13,900	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	951
13,900	14,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971
14,100	14,300	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	990
14,300	14,500	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,009
14,500	14,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,028
14,700	14,900	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,047
14,900	15,100	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,067
15,100	15,300	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,086
15,300	15,500	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,105
15,500	15,900	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,124
15,900	16,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,163
16,300	16,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,201
16,700	17,100	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,250
17,100	17,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322
17,500	17,900	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,404
17,900	18,300	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,487
18,300	18,700	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,569
18,700	19,100	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,651
19,100	19,500	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,734
19,500	19,900	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,816
19,900	20,300	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,899
20,300	20,700	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,981
20,700	21,100	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,063
21,100	21,500	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,146
21,500	21,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,228
21,900	22,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311
22,300	22,700	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,393
22,700	23,100	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,475
23,100	23,500	710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,552
23,500	23,900	750	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,628
23,900	24,300	780	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,704
24,300	24,700	810	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,780
24,700	25,100	840	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,856
25,100	25,500	870	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,932
25,500	25,900	910	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,008
25,900	26,300	940	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,084
26,300	26,700	970	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,160
26,700	27,100	1,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,236

イ 月額表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額		
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以上	未満	税 額													
27,100	27,500	1,030	260	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,312
27,500	28,100	1,070	290	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,388
28,100	28,700	1,120	330	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,502
28,700	29,300	1,170	370	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,616
29,300	29,900	1,220	410	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,730
29,900	30,500	1,270	450	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,853
30,500	31,100	1,310	480	250	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,993
31,100	31,700	1,360	520	290	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,185
31,700	32,300	1,410	560	330	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,377
32,300	32,900	1,460	600	370	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,569
32,900	33,500	1,510	640	400	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,761
33,500	34,100	1,580	680	440	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,938
34,100	34,700	1,660	730	480	250	20	0	0	0	0	0	0	0	0	5,106
34,700	35,300	1,740	780	530	290	60	0	0	0	0	0	0	0	0	5,266
35,300	35,900	1,820	840	570	340	100	0	0	0	0	0	0	0	0	5,425
35,900	36,500	1,900	890	610	380	150	0	0	0	0	0	0	0	0	5,584
36,500	37,100	1,980	940	660	420	190	0	0	0	0	0	0	0	0	5,743
37,100	37,700	2,060	1,000	710	470	230	0	0	0	0	0	0	0	0	5,902
37,700	38,300	2,140	1,050	760	510	280	40	0	0	0	0	0	0	0	6,061
38,300	38,900	2,220	1,110	820	550	320	90	0	0	0	0	0	0	0	6,220
38,900	39,500	2,300	1,160	870	600	360	130	0	0	0	0	0	0	0	6,379
39,500	40,100	2,390	1,210	920	640	410	170	0	0	0	0	0	0	0	6,538
40,100	40,700	2,470	1,270	980	690	450	220	0	0	0	0	0	0	0	6,697
40,700	41,300	2,550	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0	0	0	0	0	6,856
41,300	41,900	2,630	1,380	1,090	790	540	300	70	0	0	0	0	0	0	7,015
41,900	42,500	2,710	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0	0	0	0	0	7,174
42,500	43,100	2,790	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	0	0	0	0	7,333
43,100	43,700	2,870	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0	0	0	0	0	7,511
43,700	44,300	2,950	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0	0	0	0	0	7,730
44,300	44,900	3,030	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0	0	0	0	0	7,949
44,900	45,500	3,110	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0	0	0	0	0	8,168
45,500	46,500	3,220	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	0	0	0	8,387
46,500	47,500	3,360	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0	0	0	0	0	8,752
47,500	48,500	3,490	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60	0	0	0	0	9,117
48,500	49,500	3,630	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	130	0	0	0	0	9,482
49,500	50,500	3,760	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210	0	0	0	0	9,847
50,500	51,500	3,900	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280	50	0	0	0	10,212
51,500	52,500	4,030	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350	120	0	0	0	10,577
52,500	53,500	4,170	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420	190	0	0	0	10,942
53,500	54,500	4,300	2,990	2,550	2,110	1,630	1,330	1,030	740	490	260	30	0	0	11,307
54,500	55,500	4,440	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570	330	100	0	0	11,672
55,500	56,500	4,570	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640	410	170	0	0	12,037
56,500	57,500	4,710	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720	480	240	0	0	12,402
57,500	58,500	4,840	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810	550	320	0	0	12,767
58,500	59,500	4,980	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	0	0	13,132
59,500	60,500	5,120	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000	710	470	0	0	13,492
60,500	61,500	5,280	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100	810	550	0	0	13,933
61,500	62,500	5,480	4,110	3,670	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200	910	630	0	0	14,350
62,500	63,500	5,680	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300	1,010	720	0	0	14,750
63,500	64,500	5,880	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400	1,110	820	0	0	15,150

イ月額表
甲表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税 額											
64,500	65,500	6,080	4,560	4,120	3,690	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500	1,210	920	15,550
65,500	66,500	6,280	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650	1,310	1,020	15,950
66,500	67,500	6,480	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800	1,410	1,120	16,350
67,500	68,500	6,680	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950	1,510	1,220	16,750
68,500	69,500	6,880	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100	1,660	1,320	17,150
69,500	70,500	7,080	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	17,550
70,500	71,500	7,280	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400	1,960	1,520	17,950
71,500	72,500	7,480	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550	2,110	1,670	18,350
72,500	73,500	7,680	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700	2,260	1,820	18,750
73,500	74,500	7,880	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850	2,410	1,970	19,150
74,500	75,500	8,080	6,330	5,750	5,180	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000	2,560	2,120	19,550
75,500	76,500	8,280	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150	2,710	2,270	19,950
76,500	78,000	8,530	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340	2,900	2,460	20,350
78,000	79,500	8,830	7,080	6,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	20,950
79,500	81,000	9,130	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790	3,350	2,910	21,550
81,000	82,500	9,430	7,680	7,100	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	22,150
82,500	84,000	9,730	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240	3,800	3,360	22,750
84,000	85,500	10,030	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	23,350
85,500	87,000	10,350	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690	4,250	3,810	24,042
87,000	88,500	10,730	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910	4,470	4,040	24,733
88,500	90,000	11,100	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140	4,700	4,260	25,408
90,000	91,500	11,480	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,990	5,400	4,920	4,490	26,083
91,500	93,000	11,850	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700	5,150	4,710	26,768
93,000	94,500	12,230	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000	5,420	4,940	27,433
94,500	96,000	12,600	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300	5,720	5,160	28,108
96,000	97,500	12,980	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600	6,020	5,430	28,783
97,500	99,000	13,350	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900	6,320	5,730	29,458
99,000	100,500	13,730	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200	6,620	6,030	30,133
100,500	102,000	14,100	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500	6,920	6,330	30,808
102,000	103,500	14,480	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800	7,220	6,630	31,483
103,500	105,000	14,850	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100	7,520	6,930	32,158
105,000	106,500	15,230	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820	7,230	32,833
106,500	108,000	15,600	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	9,280	8,700	8,120	7,530	33,508
108,000	109,500	15,980	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420	7,830	34,183
109,500	111,000	16,350	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,880	9,300	8,720	8,130	34,858
111,000	112,500	16,730	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,900	10,180	9,600	9,020	8,430	35,533
112,500	114,000	17,100	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320	8,730	36,208
114,000	115,500	17,480	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,650	10,920	10,200	9,620	9,030	36,908
115,500	117,000	17,850	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920	9,330	37,733
117,000	118,500	18,230	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,400	11,670	10,940	10,220	9,630	38,558
118,500	120,000	18,610	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580	9,930	39,383
120,000	122,000	19,130	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020	10,290	40,167
122,000	124,000	19,730	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520	10,790	41,167
124,000	126,000	20,330	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	42,167
126,000	128,000	20,930	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520	11,790	43,167
128,000	130,000	21,530	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020	12,290	44,167
130,000	132,000	22,130	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520	12,790	45,167
132,000	134,000	22,730	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020	13,290	46,167
134,000	136,000	23,330	20,710	19,830	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520	13,790	47,167
136,000	138,000	23,930	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020	14,290	48,167

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未 満	税 額										額	
138,000	140,000	24,530	21,910	21,030	20,160	19,280	18,440	17,710	16,980	16,250	15,520	14,790	49,167
140,000	142,000	25,130	22,510	21,630	20,760	19,880	19,010	18,210	17,480	16,750	16,020	15,290	50,167
142,000	144,000	25,730	23,110	22,230	21,360	20,480	19,610	18,730	17,980	17,250	16,520	15,790	51,167
144,000	146,000	26,330	23,710	22,830	21,960	21,080	20,210	19,330	18,480	17,750	17,020	16,290	52,167
146,000	148,000	26,930	24,310	23,430	22,560	21,680	20,810	19,930	19,060	18,250	17,520	16,790	53,167
148,000	150,000	27,530	24,910	24,030	23,160	22,280	21,410	20,530	19,660	18,780	18,020	17,290	54,167
150,000	152,000	28,130	25,510	24,630	23,760	22,880	22,010	21,130	20,260	19,380	18,520	17,790	55,167
152,000	154,000	28,730	26,110	25,230	24,360	23,480	22,610	21,730	20,860	19,980	19,110	18,290	56,167
154,000	156,000	29,330	26,710	25,830	24,960	24,080	23,210	22,330	21,460	20,580	19,710	18,830	57,167
156,000	158,000	29,930	27,310	26,430	25,560	24,680	23,810	22,930	22,060	21,180	20,310	19,430	58,167
158,000	160,000	30,530	27,910	27,030	26,160	25,280	24,410	23,530	22,660	21,780	20,910	20,030	59,167
160,000	162,000	31,130	28,510	27,630	26,760	25,880	25,010	24,130	23,260	22,380	21,510	20,630	60,167
162,000	164,000	31,730	29,110	28,230	27,360	26,480	25,610	24,730	23,860	22,980	22,110	21,230	61,167
164,000	166,000	32,330	29,710	28,830	27,960	27,080	26,210	25,330	24,460	23,580	22,710	21,830	62,167
166,000	168,000	32,930	30,310	29,430	28,560	27,680	26,810	25,930	25,060	24,180	23,310	22,430	63,167
168,000	170,000	33,530	30,910	30,030	29,160	28,280	27,410	26,530	25,660	24,780	23,910	23,030	64,167
170,000	172,000	34,220	31,510	30,630	29,760	28,880	28,010	27,130	26,260	25,380	24,510	23,630	65,125
172,000	174,000	34,920	32,110	31,230	30,360	29,480	28,610	27,730	26,860	25,980	25,110	24,230	66,025
174,000	176,000	35,620	32,710	31,830	30,960	30,080	29,210	28,330	27,460	26,580	25,710	24,830	66,925
176,000	178,000	36,320	33,310	32,430	31,560	30,680	29,810	28,930	28,060	27,180	26,310	25,430	67,825
178,000	180,000	37,020	33,960	33,030	32,160	31,280	30,410	29,530	28,660	27,780	26,910	26,030	68,900
180,000	182,000	37,720	34,660	33,640	32,760	31,880	31,010	30,130	29,260	28,380	27,510	26,630	70,000
182,000	184,000	38,420	35,360	34,240	33,360	32,480	31,610	30,730	29,860	28,980	28,110	27,230	71,100
184,000	186,000	39,120	36,060	35,040	34,020	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,830	72,200
186,000	188,000	39,820	36,760	35,740	34,720	33,700	32,810	31,930	31,060	30,180	29,310	28,430	73,300
188,000	190,000	40,520	37,460	36,440	35,420	34,400	33,410	32,530	31,660	30,780	29,910	29,030	74,400
190,000	192,000	41,220	38,160	37,140	36,120	35,100	34,080	33,130	32,260	31,380	30,510	29,630	75,500
192,000	194,000	41,920	38,860	37,840	36,820	35,800	34,780	33,760	32,860	31,980	31,110	30,230	76,600
194,000	196,000	42,620	39,560	38,540	37,520	36,500	35,480	34,460	33,460	32,580	31,710	30,830	77,700
196,000	198,000	43,320	40,260	39,240	38,220	37,200	36,180	35,160	34,140	33,180	32,310	31,430	78,800
198,000	200,000	44,020	40,960	39,940	38,920	37,900	36,880	35,860	34,840	33,820	32,910	32,030	79,900
200,000 円		44,370	41,310	40,290	39,270	38,250	37,230	36,210	35,190	34,170	33,210	32,330	81,000
200,000 円 を こえ 228,000 円に満たない 金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円 をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額										81,000 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円を こえる金額の 45%に相当 する金額を加 算した金額	

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
228,000 円	54,170	51,110	50,090	49,070	48,050	47,030	46,010	44,990	43,970	43,010	42,130	93,600
228,000円をこ え353,000円に 満たない金額	228,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 228,000 円をこえる金額の 40%に相当する金額を加算した金額											93,600円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 228,000 円をこえる金額の 50%に相当する金額を加算した金額
353,000 円	104,170	101,110	100,090	99,070	98,050	97,030	96,010	94,990	93,970	93,010	92,130	156,100
353,000円をこ え520,000円に 満たない金額	353,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 353,000 円をこえる金額の 45%に相当する金額を加算した金額											156,100円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 353,000 円をこえる金額の 55%に相当する金額を加算した金額
520,000 円	179,320	176,260	175,240	174,220	173,200	172,180	171,160	170,140	169,120	168,100	167,230	247,950
520,000円をこ える金額	520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 520,000 円をこえる金額の 50%に相当する金額を加算した金額											247,950円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 520,000 円をこえる金額の 60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額												従たる給与についての扶養親族等申告書が提出された場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに 440 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												同上

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,500 円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が 10 人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに440円を控除した金額）が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(一)の(1)の(四)及び(五)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月額表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
19,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	260	30	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	290	60	0	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	310	80	0	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	340	110	0	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	370	130	0	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	390	160	0	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	420	180	0	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	440	210	0	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	470	230	0	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	490	260	30	0	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	530	290	60	0	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	560	330	100	0	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	600	370	140	0	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	640	410	170	0	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	680	450	210	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,100	730	480	250	20	0	0	0	0	0	0
31,100	31,700	780	520	290	60	0	0	0	0	0	0
31,700	32,300	830	560	330	90	0	0	0	0	0	0
32,300	32,900	870	600	370	130	0	0	0	0	0	0
32,900	33,500	920	640	400	170	0	0	0	0	0	0
33,500	34,100	970	680	440	210	0	0	0	0	0	0
34,100	34,700	1,020	730	480	250	20	0	0	0	0	0
34,700	35,300	1,070	780	530	290	60	0	0	0	0	0
35,300	35,900	1,130	840	570	340	100	0	0	0	0	0
35,900	36,500	1,180	890	610	380	150	0	0	0	0	0
36,500	37,100	1,240	940	660	420	190	0	0	0	0	0
37,100	37,700	1,290	1,000	710	470	230	0	0	0	0	0
37,700	38,300	1,340	1,050	760	510	280	40	0	0	0	0
38,300	38,900	1,400	1,110	820	550	320	90	0	0	0	0
38,900	39,500	1,450	1,160	870	600	360	130	0	0	0	0
39,500	40,100	1,510	1,210	920	640	410	170	0	0	0	0
40,100	40,700	1,590	1,270	980	690	450	220	0	0	0	0
40,700	41,300	1,670	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0	0
41,300	41,900	1,750	1,380	1,090	790	530	300	70	0	0	0
41,900	42,500	1,830	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0	0
42,500	43,100	1,920	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	0
43,100	43,700	2,000	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0	0
43,700	44,300	2,080	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0	0
44,300	44,900	2,160	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0	0
44,900	45,500	2,240	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0	0

イ 月額表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,500	46,500	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0
46,500	47,500	2,480	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0	0
47,500	48,500	2,620	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60	0
48,500	49,500	2,750	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	130	0
49,500	50,500	2,890	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210	0
50,500	51,500	3,020	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280	40
51,500	52,500	3,160	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350	120
52,500	53,500	3,290	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420	190
53,500	54,500	3,430	2,990	2,550	2,110	1,680	1,330	1,030	740	490	260
54,500	55,500	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570	330
55,500	56,500	3,700	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640	400
56,500	57,500	3,830	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720	480
57,500	58,500	3,970	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810	550
58,500	59,500	4,100	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620
59,500	60,500	4,250	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000	710
60,500	61,500	4,400	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100	810
61,500	62,500	4,550	4,110	3,670	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200	910
62,500	63,500	4,700	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300	1,010
63,500	64,500	4,850	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400	1,110
64,500	65,500	5,000	4,560	4,120	3,690	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500	1,210
65,500	66,500	5,150	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650	1,310
66,500	67,500	5,320	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800	1,410
67,500	68,500	5,520	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950	1,510
68,500	69,500	5,720	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100	1,660
69,500	70,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810
70,500	71,500	6,120	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400	1,960
71,500	72,500	6,320	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550	2,110
72,500	73,500	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700	2,260
73,500	74,500	6,720	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850	2,410
74,500	75,500	6,920	6,330	5,750	5,190	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000	2,560
75,500	76,500	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150	2,710
76,500	78,000	7,370	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340	2,900
78,000	79,500	7,670	7,080	6,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120
79,500	81,000	7,970	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790	3,350
81,000	82,500	8,270	7,680	7,100	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570
82,500	84,000	8,570	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240	3,800
84,000	85,500	8,870	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020
85,500	87,000	9,170	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690	4,250
87,000	88,500	9,470	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910	4,470
88,500	90,000	9,770	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140	4,700
90,000	91,500	10,070	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,980	5,400	4,920
91,500	93,000	10,400	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700	5,150
93,000	94,500	10,770	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000	5,420
94,500	96,000	11,150	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300	5,720
96,000	97,500	11,520	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600	6,020
97,500	99,000	11,900	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900	6,320
99,000	100,500	12,270	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200	6,620
100,500	102,000	12,650	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500	6,920
102,000	103,500	13,020	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800	7,220
103,500	105,000	13,400	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100	7,520

イ 月額表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
105,000	106,500	13,770	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820
106,500	108,000	14,150	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	9,280	8,700	8,120
108,000	109,500	14,520	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420
109,500	111,000	14,900	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,880	9,300	8,720
111,000	112,500	15,270	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,890	10,180	9,600	9,020
112,500	114,000	15,650	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320
114,000	115,500	16,020	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,640	10,920	10,200	9,620
115,500	117,000	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920
117,000	118,500	16,770	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,390	11,670	10,940	10,220
118,500	120,000	17,150	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580
120,000	122,000	17,580	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020
122,000	124,000	18,080	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520
124,000	126,000	18,580	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020
126,000	128,000	19,180	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520
128,000	130,000	19,780	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020
130,000	132,000	20,380	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520
132,000	134,000	20,980	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020
134,000	136,000	21,580	20,710	19,830	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520
136,000	138,000	22,180	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020
138,000	140,000	22,780	21,910	21,030	20,160	19,280	18,440	17,710	16,980	16,250	15,520
140,000	142,000	23,380	22,510	21,630	20,760	19,880	19,010	18,210	17,480	16,750	16,020
142,000	144,000	23,980	23,110	22,230	21,360	20,480	19,610	18,730	17,980	17,250	16,520
144,000	146,000	24,580	23,710	22,830	21,960	21,080	20,210	19,330	18,480	17,750	17,020
146,000	148,000	25,180	24,310	23,430	22,560	21,680	20,810	19,930	19,060	18,250	17,520
148,000	150,000	25,780	24,910	24,030	23,160	22,280	21,410	20,530	19,660	18,780	18,020
150,000	152,000	26,380	25,510	24,630	23,760	22,880	22,010	21,130	20,260	19,380	18,520
152,000	154,000	26,980	26,110	25,230	24,360	23,480	22,610	21,730	20,860	19,980	19,110
154,000	156,000	27,580	26,710	25,830	24,960	24,080	23,210	22,330	21,460	20,580	19,710
156,000	158,000	28,180	27,310	26,430	25,560	24,680	23,810	22,930	22,060	21,180	20,310
158,000	160,000	28,780	27,910	27,030	26,160	25,280	24,410	23,530	22,660	21,780	20,910
160,000	162,000	29,380	28,510	27,630	26,760	25,880	25,010	24,130	23,260	22,380	21,510
162,000	164,000	29,980	29,110	28,230	27,360	26,480	25,610	24,730	23,860	22,980	22,110
164,000	166,000	30,580	29,710	28,830	27,960	27,080	26,210	25,330	24,460	23,580	22,710
166,000	168,000	31,180	30,310	29,430	28,560	27,680	26,810	25,930	25,060	24,180	23,310
168,000	170,000	31,780	30,910	30,030	29,160	28,280	27,410	26,530	25,660	24,780	23,910
170,000	172,000	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,010	27,130	26,260	25,380	24,510
172,000	174,000	32,980	32,110	31,230	30,360	29,480	28,610	27,730	26,860	25,980	25,110
174,000	176,000	33,580	32,710	31,830	30,960	30,080	29,210	28,330	27,460	26,580	25,710
176,000	178,000	34,280	33,310	32,430	31,560	30,680	29,810	28,930	28,060	27,180	26,310
178,000	180,000	34,980	33,960	33,030	32,160	31,280	30,410	29,530	28,660	27,780	26,910
180,000	182,000	35,680	34,660	33,640	32,760	31,880	31,010	30,130	29,260	28,380	27,510
182,000	184,000	36,380	35,360	34,340	33,360	32,480	31,610	30,730	29,860	28,980	28,110
184,000	186,000	37,080	36,060	35,040	34,020	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710
186,000	188,000	37,780	36,760	35,740	34,720	33,700	32,810	31,930	31,060	30,180	29,310
188,000	190,000	38,480	37,460	36,440	35,420	34,400	33,410	32,530	31,660	30,780	29,910
190,000	192,000	39,180	38,160	37,140	36,120	35,100	34,080	33,130	32,260	31,380	30,510
192,000	194,000	39,880	38,860	37,840	36,820	35,800	34,780	33,760	32,860	31,980	31,110
194,000	196,000	40,580	39,560	38,540	37,520	36,500	35,480	34,460	33,460	32,580	31,710
196,000	198,000	41,280	40,260	39,240	38,220	37,200	36,180	35,160	34,140	33,180	32,310
198,000	200,000	41,980	40,960	39,940	38,920	37,900	36,880	35,860	34,840	33,820	32,910

イ 月額表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶 養 親 族 の 数									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上 未 満	税 額									
200,000 円	42,330 ^円	41,310 ^円	40,290 ^円	39,270 ^円	38,250 ^円	37,230 ^円	36,210 ^円	35,190 ^円	34,170 ^円	33,210 ^円
200,000 円をこえ 228,000 円に満た ない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額									
228,000 円	52,130 ^円	51,110 ^円	50,090 ^円	49,070 ^円	48,050 ^円	47,030 ^円	46,010 ^円	44,990 ^円	43,970 ^円	43,010 ^円
228,000 円をこえ 353,000 円に満た ない金額	228,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 228,000 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額									
353,000 円	102,130 ^円	101,110 ^円	100,090 ^円	99,070 ^円	98,050 ^円	97,030 ^円	96,010 ^円	94,990 ^円	93,970 ^円	93,010 ^円
353,000 円をこえ 520,000 円に満た ない金額	353,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 353,000 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額									
520,000 円	177,280 ^円	176,260 ^円	175,240 ^円	174,220 ^円	173,200 ^円	172,180 ^円	171,160 ^円	170,140 ^円	169,120 ^円	168,160 ^円
520,000 円をこえ る金額	520,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 520,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,500 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 日 額 表

甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額													
円 460	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
460	470	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
470	480	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
480	490	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
490	500	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
500	510	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
510	520	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
520	530	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
530	540	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
540	550	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
550	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
560	570	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
570	580	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
580	590	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
590	600	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
600	610	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
610	620	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
620	630	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
630	640	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
640	650	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
650	660	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
660	670	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
670	680	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
680	700	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
700	720	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
720	740	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
740	760	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
760	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
780	800	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
800	820	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
820	840	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94	0
840	860	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0
860	880	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0
880	900	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
900	920	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
920	940	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113	0
940	960	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	0
960	980	40	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121	0
980	1,000	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,000	1,020	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	0
1,020	1,040	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	135	0
1,040	1,060	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141	0
1,060	1,080	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	148	0
1,080	1,100	50	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	154	0
1,100	1,120	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,120	1,140	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	166	0

第一類第五号 大蔵委員会議録第七号 昭和三十八年二月十二日

日額表
甲表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額		
		扶 養 親 族 等 の 数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以上	未満	税 額											額	額		
円 1,140	円 1,160	円 55	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 172	円 0
円 1,160	円 1,180	円 55	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 177	円 0
円 1,180	円 1,200	円 60	円 25	円 20	円 10	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 183	円 0
円 1,200	円 1,220	円 60	円 30	円 20	円 10	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 188	円 0
円 1,220	円 1,240	円 65	円 30	円 20	円 15	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 193	円 0
円 1,240	円 1,260	円 70	円 35	円 25	円 15	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 199	円 0
円 1,260	円 1,280	円 70	円 35	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 204	円 0
円 1,280	円 1,300	円 75	円 35	円 25	円 20	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 209	円 0
円 1,300	円 1,320	円 75	円 40	円 30	円 20	円 10	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 214	円 0
円 1,320	円 1,340	円 80	円 40	円 30	円 20	円 15	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 220	円 0
円 1,340	円 1,360	円 80	円 40	円 30	円 20	円 15	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 225	円 0
円 1,360	円 1,380	円 85	円 45	円 35	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 230	円 0
円 1,380	円 1,400	円 85	円 45	円 35	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 236	円 0
円 1,400	円 1,440	円 90	円 50	円 40	円 30	円 20	円 10	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 241	円 0
円 1,440	円 1,480	円 95	円 50	円 40	円 30	円 20	円 15	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 253	円 3
円 1,480	円 1,520	円 100	円 60	円 45	円 35	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 267	円 5
円 1,520	円 1,560	円 105	円 65	円 50	円 40	円 30	円 20	円 10	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 282	円 8
円 1,560	円 1,600	円 110	円 70	円 55	円 45	円 35	円 25	円 15	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 296	円 10
円 1,600	円 1,640	円 120	円 75	円 60	円 45	円 35	円 25	円 20	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 311	円 13
円 1,640	円 1,680	円 125	円 80	円 65	円 50	円 40	円 30	円 20	円 15	円 5	円 0	円 0	円 0	円 0	円 326	円 16
円 1,680	円 1,720	円 130	円 85	円 70	円 55	円 45	円 35	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 340	円 19
円 1,720	円 1,760	円 135	円 90	円 75	円 60	円 45	円 35	円 30	円 20	円 10	円 5	円 0	円 0	円 0	円 355	円 22
円 1,760	円 1,800	円 140	円 95	円 80	円 65	円 50	円 40	円 30	円 20	円 15	円 5	円 0	円 0	円 0	円 369	円 25
円 1,800	円 1,840	円 145	円 100	円 85	円 70	円 55	円 45	円 35	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 384	円 28
円 1,840	円 1,880	円 150	円 105	円 90	円 75	円 60	円 50	円 40	円 30	円 20	円 10	円 5	円 0	円 0	円 399	円 30
円 1,880	円 1,920	円 155	円 110	円 95	円 80	円 70	円 55	円 40	円 30	円 20	円 15	円 5	円 0	円 0	円 413	円 34
円 1,920	円 1,960	円 160	円 115	円 100	円 90	円 75	円 60	円 45	円 35	円 25	円 20	円 10	円 0	円 0	円 428	円 38
円 1,960	円 2,000	円 165	円 125	円 110	円 95	円 80	円 65	円 50	円 40	円 30	円 20	円 15	円 0	円 0	円 442	円 41
円 2,000	円 2,040	円 175	円 130	円 115	円 100	円 85	円 70	円 55	円 45	円 35	円 25	円 15	円 5	円 0	円 457	円 45
円 2,040	円 2,080	円 180	円 135	円 120	円 105	円 90	円 75	円 60	円 50	円 40	円 30	円 20	円 10	円 0	円 474	円 48
円 2,080	円 2,120	円 190	円 140	円 125	円 110	円 95	円 80	円 65	円 55	円 40	円 30	円 20	円 10	円 0	円 490	円 52
円 2,120	円 2,160	円 195	円 145	円 130	円 115	円 105	円 90	円 75	円 60	円 45	円 35	円 25	円 15	円 0	円 506	円 56
円 2,160	円 2,200	円 205	円 155	円 140	円 125	円 110	円 95	円 80	円 65	円 50	円 40	円 30	円 20	円 0	円 522	円 59
円 2,200	円 2,240	円 215	円 160	円 145	円 130	円 115	円 100	円 85	円 70	円 55	円 45	円 35	円 25	円 0	円 538	円 63
円 2,240	円 2,280	円 220	円 165	円 150	円 135	円 120	円 105	円 90	円 75	円 60	円 50	円 40	円 30	円 0	円 554	円 66
円 2,280	円 2,320	円 230	円 170	円 155	円 140	円 125	円 110	円 95	円 85	円 70	円 55	円 40	円 30	円 0	円 570	円 71
円 2,320	円 2,360	円 235	円 180	円 160	円 145	円 135	円 120	円 105	円 90	円 75	円 60	円 45	円 35	円 0	円 586	円 77
円 2,360	円 2,400	円 245	円 185	円 170	円 155	円 140	円 125	円 110	円 95	円 80	円 65	円 50	円 40	円 0	円 602	円 82
円 2,400	円 2,440	円 255	円 195	円 175	円 160	円 145	円 130	円 115	円 100	円 85	円 70	円 55	円 45	円 0	円 618	円 87
円 2,440	円 2,480	円 260	円 200	円 185	円 165	円 150	円 135	円 120	円 105	円 90	円 75	円 65	円 55	円 0	円 634	円 93
円 2,480	円 2,520	円 270	円 210	円 190	円 170	円 155	円 140	円 125	円 115	円 100	円 85	円 70	円 55	円 0	円 650	円 98
円 2,520	円 2,560	円 275	円 220	円 200	円 180	円 165	円 150	円 135	円 120	円 105	円 90	円 75	円 65	円 0	円 666	円 104
円 2,560	円 2,600	円 285	円 225	円 205	円 185	円 170	円 155	円 140	円 125	円 110	円 95	円 80	円 70	円 0	円 682	円 109
円 2,600	円 2,640	円 295	円 235	円 215	円 195	円 175	円 160	円 145	円 130	円 115	円 100	円 85	円 75	円 0	円 698	円 114
円 2,640	円 2,700	円 305	円 245	円 225	円 205	円 185	円 170	円 155	円 140	円 125	円 110	円 95	円 85	円 0	円 714	円 120
円 2,700	円 2,760	円 315	円 255	円 235	円 215	円 200	円 180	円 160	円 145	円 130	円 120	円 105	円 95	円 0	円 738	円 128
円 2,760	円 2,820	円 325	円 270	円 250	円 230	円 210	円 190	円 170	円 155	円 140	円 125	円 110	円 100	円 0	円 762	円 137
円 2,820	円 2,880	円 340	円 280	円 260	円 240	円 220	円 200	円 180	円 165	円 150	円 135	円 120	円 110	円 0	円 786	円 146
円 2,880	円 2,940	円 355	円 290	円 275	円 255	円 235	円 215	円 195	円 175	円 160	円 145	円 130	円 120	円 0	円 815	円 155
円 2,940	円 3,000	円 370	円 305	円 285	円 265	円 245	円 225	円 205	円 185	円 170	円 155	円 140	円 130	円 0	円 842	円 164

日額表
甲表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以上	未 満	税 額										額	額	
3,000	3,060	385	315	295	275	260	240	220	200	180	165	150	869	173
3,060	3,120	400	330	310	290	270	250	230	210	190	170	155	896	182
3,120	3,180	415	340	320	300	280	260	240	225	205	185	165	923	191
3,180	3,240	430	355	335	315	295	275	255	235	215	195	175	950	200
3,240	3,300	445	370	345	325	305	285	265	245	225	210	190	977	209
3,300	3,360	460	385	360	335	320	300	280	260	240	220	200	1,004	218
3,360	3,420	475	400	375	350	330	310	290	270	250	230	210	1,031	227
3,420	3,480	490	415	390	365	340	320	300	285	265	245	225	1,058	236
3,480	3,540	505	430	405	380	355	335	315	295	275	255	235	1,085	247
3,540	3,600	520	445	420	395	370	345	325	305	285	270	250	1,112	259
3,600	3,660	535	460	435	410	385	360	340	320	300	280	260	1,139	271
3,660	3,720	550	475	450	425	400	375	355	330	310	290	270	1,166	283
3,720	3,780	565	490	465	440	415	390	370	345	325	305	285	1,193	295
3,780	3,840	580	505	480	455	430	405	385	360	335	315	295	1,220	307
3,840	3,900	595	520	495	470	445	420	400	375	350	330	310	1,252	319
3,900	3,960	610	535	510	485	460	435	415	390	365	340	320	1,285	331
3,960	4,020	625	550	525	500	475	450	430	405	380	355	330	1,318	343
4,020	4,080	640	565	540	515	490	465	445	420	395	370	345	1,349	355
4,080	4,140	660	580	555	530	505	480	460	435	410	385	360	1,379	367
4,140	4,200	680	595	570	545	520	495	475	450	425	400	375	1,409	379
4,200	4,260	695	610	585	560	535	510	490	465	440	415	390	1,439	391
4,260	4,320	715	625	600	575	550	525	505	480	455	430	405	1,469	403
4,320	4,380	730	645	615	590	565	540	520	495	470	445	420	1,499	415
4,380	4,440	750	660	635	605	580	555	535	510	485	460	435	1,529	427
4,440	4,500	770	680	650	620	595	570	550	525	500	475	450	1,559	439
4,500	4,560	790	700	670	640	615	590	565	540	515	490	465	1,589	451
4,560	4,620	815	725	695	665	635	610	585	560	535	510	485	1,629	469
4,620	4,680	835	750	720	690	660	630	605	580	555	530	505	1,669	489
4,680	4,740	860	775	745	715	685	655	625	600	575	550	525	1,709	509
4,740	4,800	885	795	770	740	710	680	650	620	595	570	545	1,749	529
4,800	4,860	910	820	790	760	735	705	675	645	615	590	565	1,789	549
4,860	4,920	935	845	815	785	755	730	700	670	640	610	585	1,829	569
4,920	4,980	955	870	840	810	780	750	720	695	665	635	605	1,869	589
4,980	5,040	980	895	865	835	805	775	745	715	685	660	630	1,909	609
5,040	5,100	1,005	915	890	860	830	800	770	740	710	680	655	1,949	629
5,100	5,160	1,030	940	910	880	855	825	795	765	735	705	675	1,989	649
5,160	5,220	1,055	965	935	905	875	850	820	790	760	730	700	2,029	669
5,220	5,280	1,075	990	960	930	900	870	840	815	785	755	725	2,069	689
5,280	5,340	1,100	1,015	985	955	925	895	865	835	805	780	750	2,109	709
5,340	5,400	1,125	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	800	775	2,149	729
5,400	5,460	1,155	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	825	795	2,186	749
5,460	5,520	1,180	1,085	1,055	1,025	995	970	940	910	880	850	820	2,222	769
5,520	5,580	1,210	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	875	845	2,258	789
5,580	5,640	1,240	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	900	870	2,300	809
5,640	5,700	1,265	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	920	895	2,344	829
5,700	5,760	1,295	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	945	915	2,388	850
5,760	5,820	1,320	1,220	1,185	1,150	1,115	1,090	1,060	1,030	1,000	970	940	2,432	874
5,820	5,880	1,350	1,250	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	2,476	898
5,880	5,940	1,380	1,275	1,240	1,205	1,175	1,140	1,105	1,075	1,045	1,020	990	2,520	922
5,940	6,000	1,405	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,015	2,564	946

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未 満	税 額												
6,500円	1,420 ^円	1,315 ^円	1,285 ^円	1,250 ^円	1,215 ^円	1,180 ^円	1,145 ^円	1,115 ^円	1,085 ^円	1,055 ^円	1,025 ^円	2,608 ^円	970 ^円
6,500円をこえ 7,590円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,608円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 6,500円を こえる金額 の45%に 相当する金額 を加算した 金額	970円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 6,500円を こえる金額 の35%に 相当する金額 を加算した 金額
7,590円	1,800 ^円	1,695 ^円	1,665 ^円	1,630 ^円	1,595 ^円	1,560 ^円	1,525 ^円	1,495 ^円	1,465 ^円	1,435 ^円	1,405 ^円	3,098 ^円	1,350 ^円
7,590円をこえ 11,750円に満 たない金額	7,590円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,098円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 7,590円を こえる金額 の50%に 相当する金額 を加算した 金額	1,350円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 7,590円を こえる金額 の40%に 相当する金額 を加算した 金額
11,750円	3,465 ^円	3,360 ^円	3,330 ^円	3,295 ^円	3,260 ^円	3,225 ^円	3,190 ^円	3,160 ^円	3,130 ^円	3,100 ^円	3,070 ^円	5,178 ^円	3,015 ^円
11,750円をこ え17,310円に 満たない金額	11,750円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,178円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 11,750円を こえる金額 の55%に 相当する金額 を加算した 金額	3,015円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 11,750円を こえる金額 の45%に 相当する金額 を加算した 金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未 満	税 額												
17,310 円	5,965 ^円	5,860 ^円	5,830 ^円	5,795 ^円	5,760 ^円	5,725 ^円	5,690 ^円	5,660 ^円	5,630 ^円	5,600 ^円	5,570 ^円	8,236 ^円	5,515 ^円
17,310 円をこ える金額	17,310 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,310 円をこえる金額の 50%に相当する金額を加算した金額											8,236円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち17,310円 をこえる金 額の80%に 相当する金 額を加算し た金額	5,515円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち17,310円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その 10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額												従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されてい る場合に は、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等1 人ごとに15 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに 17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につ き17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は120円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(ロ)及び(ハ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
700	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
960	980	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0
1,200	1,220	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,220	1,240	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,240	1,260	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0
1,260	1,280	45	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,280	1,300	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,300	1,320	50	40	30	20	10	5	0	0	0	0
1,320	1,340	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,340	1,360	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,360	1,380	55	45	35	25	15	10	0	0	0	0
1,380	1,400	55	45	35	25	15	10	0	0	0	0
1,400	1,440	60	50	40	30	20	10	5	0	0	0
1,440	1,480	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0
1,480	1,520	70	60	45	35	25	15	10	0	0	0
1,520	1,560	80	65	50	40	30	20	10	5	0	0
1,560	1,600	85	70	55	45	35	25	15	5	0	0
1,600	1,640	90	75	60	45	35	25	20	10	0	0
1,640	1,680	95	80	65	50	40	30	20	15	5	0
1,680	1,720	100	85	70	55	45	35	25	15	10	0
1,720	1,760	105	90	75	60	45	35	30	20	10	5
1,760	1,800	110	95	80	65	50	40	30	20	15	5

日額表
乙表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税					額				
1,800	1,840	115	100	85	70	55	45	35	25	15	10
1,840	1,880	120	105	90	75	60	50	40	30	20	10
1,880	1,920	125	110	95	80	70	55	40	30	20	15
1,920	1,960	130	115	100	90	75	60	45	35	25	20
1,960	2,000	135	125	110	95	80	65	50	40	30	20
2,000	2,040	145	130	115	100	85	70	55	45	35	25
2,040	2,080	150	135	120	105	90	75	60	50	40	30
2,080	2,120	155	140	125	110	95	80	65	55	40	30
2,120	2,160	160	145	130	115	105	90	75	60	45	35
2,160	2,200	165	155	140	125	110	95	80	65	50	40
2,200	2,240	175	160	145	130	115	100	85	70	55	45
2,240	2,280	180	165	150	135	120	105	90	75	60	50
2,280	2,320	190	170	155	140	125	110	95	85	70	55
2,320	2,360	200	180	160	145	135	120	105	90	75	60
2,360	2,400	205	185	170	155	140	125	110	95	80	65
2,400	2,440	215	195	175	160	145	130	115	100	85	70
2,440	2,480	220	200	185	165	150	135	120	105	90	75
2,480	2,520	230	210	190	170	155	140	125	115	100	85
2,520	2,560	240	220	200	180	165	150	135	120	105	90
2,560	2,600	245	225	205	185	170	155	140	125	110	95
2,600	2,640	255	235	215	195	175	160	145	130	115	100
2,640	2,700	265	245	225	205	185	165	155	140	125	110
2,700	2,760	275	255	235	215	195	180	160	145	130	120
2,760	2,820	290	270	250	230	210	190	170	155	140	125
2,820	2,880	300	280	260	240	220	200	180	165	150	135
2,880	2,940	310	290	275	255	235	215	195	175	160	145
2,940	3,000	325	305	285	265	245	225	205	185	170	155
3,000	3,060	335	315	295	275	255	240	220	200	180	165
3,060	3,120	350	330	310	290	270	250	230	210	190	170
3,120	3,180	365	340	320	300	280	260	240	225	205	185
3,180	3,240	380	355	335	315	295	275	255	235	215	195
3,240	3,300	395	370	345	325	305	285	265	245	225	205
3,300	3,360	410	385	360	335	315	300	280	260	240	220
3,360	3,420	425	400	375	350	330	310	290	270	250	230
3,420	3,480	440	415	390	365	340	320	300	285	265	245
3,480	3,540	455	430	405	380	355	335	315	295	275	255
3,540	3,600	470	445	420	395	370	345	325	305	285	265
3,600	3,660	485	460	435	410	385	360	340	320	300	280
3,660	3,720	500	475	450	425	400	375	355	330	310	290
3,720	3,780	515	490	465	440	415	390	370	345	325	305
3,780	3,840	530	505	480	455	430	405	385	360	335	315
3,840	3,900	545	520	495	470	445	420	400	375	350	325
3,900	3,960	560	535	510	485	460	435	415	390	365	340
3,960	4,020	575	550	525	500	475	450	430	405	380	355
4,020	4,080	590	565	540	515	490	465	445	420	395	370
4,080	4,140	605	580	555	530	505	480	460	435	410	385
4,140	4,200	620	595	570	545	520	495	475	450	425	400
4,200	4,260	635	610	585	560	535	510	490	465	440	415
4,260	4,320	655	625	600	575	550	525	505	480	455	430
4,320	4,380	675	645	615	590	565	540	520	495	470	445

ロ 日額表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円 4,380	円 4,440	円 690	円 660	円 635	円 605	円 580	円 555	円 535	円 510	円 485	円 460
4,440	4,500	710	680	650	620	595	570	550	525	500	475
4,500	4,580	730	700	670	640	615	590	565	540	515	490
4,580	4,660	755	725	695	665	635	610	585	560	535	510
4,660	4,740	780	750	720	690	660	630	605	580	555	530
4,740	4,820	800	775	745	715	685	655	625	600	575	550
4,820	4,900	825	795	770	740	710	680	650	620	595	570
4,900	4,980	850	820	790	760	735	705	675	645	615	590
4,980	5,060	875	845	815	785	755	725	700	670	640	610
5,060	5,140	900	870	840	810	780	750	720	695	665	635
5,140	5,220	920	895	865	835	805	775	745	715	685	660
5,220	5,300	945	915	890	860	830	800	770	740	710	680
5,300	5,380	970	940	910	880	855	825	795	765	735	705
5,380	5,460	995	965	935	905	875	845	820	790	760	730
5,460	5,540	1,020	990	960	930	900	870	840	815	785	755
5,540	5,620	1,040	1,015	985	955	925	895	865	835	805	780
5,620	5,700	1,065	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	800
5,700	5,780	1,090	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	825
5,780	5,860	1,115	1,085	1,055	1,025	995	965	940	910	880	850
5,860	5,940	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	875
5,940	6,020	1,170	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	900
6,020	6,100	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	920
6,100	6,180	1,225	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	945
6,180	6,260	1,255	1,220	1,185	1,150	1,115	1,085	1,060	1,030	1,000	970
6,260	6,340	1,280	1,245	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	995
6,340	6,420	1,310	1,275	1,240	1,205	1,170	1,140	1,105	1,075	1,045	1,020
6,420	6,500	1,340	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040
6,500 円		1,350	1,315	1,285	1,250	1,215	1,180	1,145	1,115	1,085	1,055
6,500 円をこえ 7,590 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35% に相当する金額を加算した金額										
7,590 円	円 1,730	円 1,695	円 1,665	円 1,630	円 1,595	円 1,560	円 1,525	円 1,495	円 1,465	円 1,435	円 1,435
7,590 円をこえ 11,750 円に満た ない金額	7,590 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,590 円をこえる 金額の 40% に相当する金額を加算した金額										
11,750 円	円 3,395	円 3,360	円 3,330	円 3,295	円 3,260	円 3,225	円 3,190	円 3,160	円 3,130	円 3,100	円 3,100
11,750 円をこえ 17,310 円に満た ない金額	11,750 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,750 円をこえる 金額の 45% に相当する金額を加算した金額										

日額表
乙表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未滿	税額									
17,310円	5,895 ^円	5,860 ^円	5,830 ^円	5,795 ^円	5,760 ^円	5,725 ^円	5,690 ^円	5,660 ^円	5,630 ^円	5,600 ^円
17,310円をこえる金額	17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうち1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人以上		前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
除 後 の 給 与 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,500	円未満	35,100	円未満	37,700	円未満	40,300	円未満	42,900	円未満	2,500円未満	
32,500	34,400	35,100	37,200	37,700	39,900	40,300	42,700	42,900	45,400	2,500	4,500
34,400	36,600	37,200	39,500	39,900	42,400	42,700	45,300	45,400	48,100	4,500	7,000
36,600	39,000	39,500	42,100	42,400	45,200	45,300	48,100	48,100	50,800	7,000	9,500
39,000	43,800	42,100	46,700	45,200	48,700	48,100	50,500	50,800	53,200	9,500	12,500
43,800	49,200	46,700	51,400	48,700	53,700	50,500	55,900	53,200	58,200	12,500	15,500
49,200	52,600	51,400	54,800	53,700	56,900	55,900	59,200	58,200	61,800	15,500	16,200
52,600	56,800	54,800	59,100	56,900	61,900	59,200	64,700	61,800	67,500	16,200	27,100
56,800	70,100	59,100	72,600	61,900	75,000	64,700	77,400	67,500	79,900	27,100	28,100
70,100	78,500	72,600	79,200	75,000	81,800	77,400	84,500	79,900	87,100	28,100	29,100
76,500	87,300	79,200	89,700	81,800	92,000	84,500	94,300	87,100	96,700	29,100	38,100
87,300	94,900	89,700	97,500	92,000	100,000	94,300	102,500	96,700	105,100	38,100	39,900
94,900	104,000	97,500	106,700	100,000	109,500	102,500	112,300	105,100	115,100	39,900	41,900
104,000	118,800	106,700	121,200	109,500	123,600	112,300	126,000	115,100	128,500	41,900	54,200
118,800	129,500	121,200	132,200	123,600	134,800	126,000	137,500	128,500	140,200	54,200	56,700
129,500	154,000	132,200	156,300	134,800	158,700	137,500	161,000	140,200	163,300	56,700	75,200
154,000	167,400	156,300	169,900	158,700	172,500	161,000	175,000	163,300	177,500	75,200	78,700
167,400	183,300	169,900	186,100	172,500	188,900	175,000	191,700	177,500	194,400	78,700	82,500
183,300	209,000	186,100	211,500	188,900	213,900	191,700	216,300	194,400	218,800	82,500	103,400
209,000	228,000	211,500	230,700	213,900	233,300	216,300	236,000	218,800	238,600	103,400	108,300
228,000	300,700	230,700	303,000	233,300	305,300	236,000	307,700	238,600	310,000	108,300	156,700
300,700	326,800	303,000	329,300	305,300	331,900	307,700	334,400	310,000	337,000	156,700	164,000
326,800	357,900	329,300	360,700	331,900	363,500	334,400	366,300	337,000	369,000	164,000	172,000
357,900	452,000	360,700	454,500	363,500	456,900	366,300	459,400	369,000	461,800	172,000	236,000
452,000	493,200	454,500	495,800	456,900	498,500	459,400	501,100	461,800	503,800	236,000	247,200
493,200円以上		495,800円以上		498,500円以上		501,100円以上		503,800円以上		247,200円以上	

額を求める。

う。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」(一)の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表(第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の)

賞与の金額に 乗すべき率	第三十八条第一項第七号イ											
	扶養親族											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	前月の社会保険料控											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0%	9,800円	未済円	18,600円	未済円	21,500円	未済円	24,400円	未済円	27,300円	未済円	29,900円	未済円
2	9,800	10,500	18,600	19,800	21,500	22,900	24,400	26,000	27,300	28,800	29,900	31,700
4	10,500	11,200	19,800	21,200	22,900	24,600	26,000	27,800	28,800	30,800	31,700	33,700
6	11,200	12,100	21,200	22,900	24,600	26,500	27,800	29,700	30,800	32,800	33,700	35,900
8	12,100	22,700	22,900	30,900	26,500	32,900	29,700	35,300	32,800	38,100	35,900	41,000
10	22,700	28,800	30,900	36,000	32,900	38,700	35,300	41,400	38,100	44,100	41,000	46,800
12	28,800	31,300	36,000	39,700	38,700	42,600	41,400	45,600	44,100	48,300	46,800	50,400
14	31,300	49,100	39,700	50,700	42,600	50,700	45,600	50,700	48,300	52,100	50,400	54,500
16	49,100	52,400	50,700	58,200	50,700	60,400	50,700	62,800	52,100	65,300	54,500	67,700
18	52,400	56,100	58,200	63,300	60,400	65,900	62,800	68,600	65,300	71,200	67,700	73,900
20	56,100	68,700	63,300	75,700	65,900	78,000	68,600	80,300	71,200	82,700	73,900	85,000
22	68,700	74,600	75,700	82,200	78,000	84,300	80,300	87,300	82,700	89,900	85,000	92,400
24	74,600	81,700	82,200	90,100	84,800	92,900	87,300	95,600	89,900	98,400	92,400	101,200
26	81,700	99,300	90,100	106,600	92,900	109,000	95,600	111,500	98,400	113,900	101,200	116,300
28	99,300	108,300	106,600	116,300	109,000	118,900	111,500	121,600	113,900	124,200	116,300	126,900
30	108,300	135,300	116,300	142,300	118,900	144,700	121,600	147,000	124,200	149,300	126,900	151,700
32	135,300	147,100	142,300	154,700	144,700	157,200	147,000	159,800	149,300	162,300	151,700	164,900
34	147,100	161,100	154,700	169,400	157,200	172,200	159,800	175,000	162,300	177,800	164,900	180,600
36	161,100	189,600	169,400	196,900	172,200	199,300	175,000	201,700	177,800	204,200	180,600	206,600
38	189,600	206,800	196,900	214,800	199,300	217,400	201,700	220,100	204,200	222,700	206,600	225,400
40	206,800	282,000	214,800	289,000	217,400	291,300	220,100	293,700	222,700	296,000	225,400	298,300
42	282,000	306,500	289,000	314,100	291,300	316,700	293,700	319,200	296,000	321,700	298,300	324,300
44	306,500	335,700	314,100	344,000	316,700	346,800	319,200	349,600	321,700	352,400	324,300	355,200
46	335,700	432,600	344,000	439,900	346,800	442,400	349,600	444,800	352,400	447,200	355,200	449,700
48	432,600	472,000	439,900	479,900	442,400	482,600	444,800	485,200	447,200	487,900	449,700	490,500
50	472,000円以上		479,900円以上		482,600円以上		485,200円以上		487,900円以上		490,500円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)をい

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給

定により税額を計算する。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か

養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族

に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(国民貯蓄組合法の廃止)

第二条 国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)は、廃止する。

(経過規定の原則)

第三条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法(以下「新法」という。)

の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和三十八年分の所得税の基礎控除等に係る特例)

第四条 昭和三十八年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読み替へる規定	読み替へる規定
第十一条の二第二項第一号	十二万五千円	十二万三千七百五十円
第十一条の二第三項第一号	九万五千円	九万三千七百五十円
第十一条の八	七万五千円	七万三千七百五十円
第十一条の九第一項	十萬五千円	十萬三千七百五十円
第十二条	三萬五千円	三萬三千七百五十円
	十一萬円	十萬七千五百円

(少額預金等の利子所得の非課税に係る経過規定)

第五条 新法第六条の二の規定は、昭和三十八年四月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配について適用する。

(旧国民貯蓄組合法に基づく貯蓄に係る経過規定)

第六条 個人が、この法律の施行の際、旧国民貯蓄組合法第四条第一項各号に規定する預金、合同運用信託又は有価証券で同条に規定する要件をみたすものを有する場合における当該預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又

は収益の分配については、昭和三十八年五月三十一日までに支払を受けるものに限り、なお従前の例による。

(旧預金等の取扱いに係る経過規定)

第七条 個人が、昭和三十八年六月一日において、新法第六条の二第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券で同年四月一日前に同項に規定する金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものを(以下「旧預金等」という。)を有する場合において、政令で定めるところにより、当該旧預金等に係る同項に規定する書類及び同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書(以下「非課税

貯蓄申告書」という。)を、当該利子、利益又は収益の分配につき同年六月一日以後最初に支払を受ける日(同月一日以後当該最初に支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等において同条第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合)には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日。以下この項において同じ。)までに、同条第一項に規定する書類にあつては当該金融機関の営業所等に、非課税貯蓄申告書にあつてはこれを經由して政府にそれぞれ提出したときは、当該旧預金等は、同項に規定する書類を提出した際当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同月一日前に非課税貯蓄申告書を当該金融機関の営業所等を経由して政府に提出しているときは、政令で定める場合を除き、当該最初に支払を受ける日までに、同項に規定する書類を当該金融機関の営業所等に提出すれば足りるものとする。

一の号に掲げるものについて非課税貯蓄申告書を提出しているものが、昭和三十八年四月一日以後に、政令で定めるところにより、同項各号のうちその他の号のいずれか一に掲げるものを同項に規定する金融機関の営業所等(旧組合員のうち政令で定めるものについては、政令で定める金融機関の営業所等に限定する)において預入し、信託し、又は購入する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「収益の分配については」とあるのは「収益の分配でこれらにつき最初に当該書類の提出があつた日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるものについては」と、同条第二項中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第三項中(以下本条において「非課税貯蓄申告書」という。)とあるのは(以下本条において「特別非課税貯蓄申告書」という。)に、その者が所得税法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)附則第七條第二項に規定する旧組合員(以下旧組合員という。)であつたことを証する書類として命令で定めるものを添附し、これを、同条第四項中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第五項中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第六項中「及び非課税貯蓄申告書」とあるのは、「非課税貯蓄申告書」と、同条第七項に規定する書類及び特別非課税貯蓄申告書」と読み替へるものとする。

2 新法第六条の二の規定は、昭和三十七年十二月三十一日において旧国民貯蓄組合法第一条第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四号に掲げる者が政令で定めるものをもつて組織されていた国民貯蓄組合の組合員であつた者(以下「旧組合員」という。)で新法第六条の二第一項各号のうちいずれか

命令で定める金融機関の営業所等に限定する。」「一の特別非課税貯蓄申告書」と、他の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「他の特別非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申告書」と、同条第六項中「及び非課税貯蓄申告書」とあるのは、「非課税貯蓄申告書」と、同条第七項に規定する書類及び特別非課税貯蓄申告書」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、旧組合員で新法第六条の二第一項各号のうちいずれか一の号に掲げるものについて非課税貯蓄申告書を提出しているものが、昭和三十八年六月一日において旧預金等(同項各号のうちその他の号のいずれか一に掲げるもの)に該当するものに限る。この場合において、第一項中「旧預金等に係る同項」とあるのは「旧預金等に係る第二項において準用する新法第六条の二第一項」と、「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、「支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等」とあるのは「支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等(第二項に規定する旧組合員のうち政令で定めるもの)について、政令で定める金融機関の営業所等に限る。以下この項において同じ。）」と読み替へるものとする。

命令で定める金融機関の営業所等に限定する。」「一の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「一の特別非課税貯蓄申告書」と、他の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「他の特別非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申告書」と、同条第六項中「及び非課税貯蓄申告書」とあるのは、「非課税貯蓄申告書」と、同条第七項に規定する書類及び特別非課税貯蓄申告書」と読み替へるものとする。

命令で定める金融機関の営業所等に限定する。」「一の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「一の特別非課税貯蓄申告書」と、他の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「他の特別非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申告書」と、同条第六項中「及び非課税貯蓄申告書」とあるのは、「非課税貯蓄申告書」と、同条第七項に規定する書類及び特別非課税貯蓄申告書」と読み替へるものとする。

命令で定める金融機関の営業所等に限定する。」「一の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「一の特別非課税貯蓄申告書」と、他の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「他の特別非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申告書」と、同条第六項中「及び非課税貯蓄申告書」とあるのは、「非課税貯蓄申告書」と、同条第七項に規定する書類及び特別非課税貯蓄申告書」と読み替へるものとする。

命令で定める金融機関の営業所等に限定する。」「一の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「一の特別非課税貯蓄申告書」と、他の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「他の特別非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申告書」と、同条第六項中「及び非課税貯蓄申告書」とあるのは、「非課税貯蓄申告書」と、同条第七項に規定する書類及び特別非課税貯蓄申告書」と読み替へるものとする。

命令で定める金融機関の営業所等に限定する。」「一の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「一の特別非課税貯蓄申告書」と、他の特別非課税貯蓄申告書」とあるのは「他の特別非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申告書」と、同条第六項中「及び非課税貯蓄申告書」とあるのは、「非課税貯蓄申告書」と、同条第七項に規定する書類及び特別非課税貯蓄申告書」と読み替へるものとする。

の年が含まれる場合におけるその含まれる年に係る同項に規定する残額の計算に關しては、政令で定めるところによる。

2 新法第十五条の九第三項の前年以前五年内の各年のうちに昭和三十七年以前五年内のいずれかの年が含まれる場合には、その含まれる年に係る同項に規定するところの部分は金額は、ないものとする。
(昭和三十八年分及び昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の特例)

第九條 昭和三十八年分の所得税については、新法第二十一条の第二項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が六千円に満たないときは、予定納税基準額は、ないものとする。

一 納税義務者の昭和三十七年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額(昭和三十七年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。)から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、改正前の所得税法(以下「旧法」といふ。)の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控

除額並びに附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の八から第十二条までの規定による配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について、新法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、旧法の規定により計算した障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、寄附金控除額、配当控除額及び外国税控除額を控除した金額

二 納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十七年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十七年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四 昭和三十七年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額(旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。)昭和三十七年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一

条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けた納税義務者の前項に定める昭和三十八年分の予定納税基準額の計算の基礎となる同項第一号に規定する総所得金額は、同号の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者
〔昭和三十七年において当該納税義務者の同項に規定する青色事業専従者であつた者(昭和三十七年分の所得税について、当該納税義務者又は他の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族であつた者を除く。)が昭和三十八年において当該納税義務者からその前年に支給を受けた給与の金額に三千七百五十円を加算した金額に相当する給与の支給を受けるものとして附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の二第二項の規定を適用した場合における同項に規定する青色事業専従者給与額に相当する金額のその前年において当該青色事業専従者につき旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額

二 旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた納税義務者
〔昭和三十七年において当該納税義務者の同項に規定する事業専従者であつた者につき、附則第四条の規定により読み替えら

れた新法第十一条の二第三項の規定を適用した場合における同項に規定する事業専従者控除額とその前年において旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額

3 前二項の規定は、昭和三十九年分の予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第一項第一号	昭和三十七年改正前の所得税法(以下「旧法」といふ。)並びに附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の八から第十二条までの規定による配偶者控除額	昭和三十八年新法、配偶者控除額
第一項第二号	旧法	新法
第一項第三号	昭和三十七年旧法	昭和三十八年新法
第一項第四号	昭和三十七年旧法	昭和三十八年新法
第二項	昭和三十七年旧法 昭和三十八年 三千七百五十円 附則第四条の規定により読み替えられた新法	昭和三十八年 附則第四条の規定により読み替えられた新法 昭和三十九年 千二百五十円 新法

4 前年分の所得税につき旧法第十条の三又は新法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十八年分及び昭和三十九年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。
(給与所得に対する源泉徴収に係る経過規定)

第十条 新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び第四は、昭和三十八年四月一日以後に支給すべ

き給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。
(施行日前に出国した者に係る更正の請求)

第十一条 昭和三十八年四月一日前に昭和三十八年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規

定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日まで、納税地の所轄税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ。

2 前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条において準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十八年四月一日」とする。

(罰則に係る経過規定)
第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる旧国民貯蓄組合法の規定に基づく貯蓄に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)
第十三条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五号中第九号ノ二を削り、第九号ノ三を第九号ノ二とし、第九号ノ三ノ二を第九号ノ三とする。

理由
今次の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかえり、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び専従者控除額の引上げによりその負担を軽減することともに、海外事業活動の振興に資するため外国税額控除制度の拡充合理化を図るほか、国民貯蓄組合制度を廃止し、これに代えて少額預金等の利子所得の非課税制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項中「命令で定めるところにより計算した金額は」の下に「命令の定めるところにより」を加え、「納付した」を「納付する」に、「前項」を「前三項」に、「当該内国法人が、命令の定めるところにより」を「当該内国法人が」に、「当該外国の法人税」を「外国の法人税」に、「その配当を受ける日の属する」を「命令で定める」に改め、同条第四項中「前三項を」前各項」に改め、「この法律の施行地外にその源泉がある所得で」を削り、「納付した」を「納付する」に改め、同条第一項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得（以下外国から生じた所得という。）について

て」を「各事業年度において」に、「当該所得の生じた日又は期間の属する事業年度を」当該事業年度に、「当該外国から生じた所得」を「当該所得でこの法律の施行地外にその源泉があるものに改め、「計算した金額」の下に「（以下外国税額控除限度額という。）」を加え、「各事業年度の所得」を「当該事業年度の所得」に改め、同項の次に次の二項を加える。

内国法人が各事業年度において納付することとなる外国の法人税の額が当該事業年度の外国税額控除限度額をこえる場合（命令で定める場合を除く）において、当該事業年度開始の日前五年以上以内に開始した各事業年度（以下本条において前五年以上の各事業年度という。）につき本条の規定により控除することができた金額のうち当該事業年度以前に納付した金額のうちに当該事業年度以前に納付した金額があるときは、当該事業年度における前項の規定にかかわらず、当該事業年度の外国税額控除限度額に、当該前五年以内の各事業年度の外国税額控除限度額から当該控除することができた金額を控除した残額（命令で定める金額に限る。）に相当する金額を加算した金額とする。

内国法人が各事業年度において納付することとなる外国の法人税の額が当該事業年度の外国税額控除限度額に満たない場合において、その前五年以上の各事業年度において納付することとなつた外国の法人税の額のうち当該前五年以内の各事業年度における前二項の

規定による控除の限度をこえる部分の金額（命令で定める金額に限る。）があるときは、当該こえる部分の金額に相当する額の外国の法人税は、当該事業年度において納付することとなつたものとみなし、第一項の規定を適用する。

第二十六條の七第一項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第二項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を「その」に改める。

第二十六條の九第四項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を「その」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十八年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対

する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第十条の三第二項の前五年以内の各事業年度のうちに昭和三十八年四月一日前五年以上以内に終了したものがあつた場合におけるその事業年度に係る同項に規定する残額の計算に関しては、政令で定めるところによる。

4 新法第十条の三第三項の前五年以内の各事業年度のうちに昭和三十八年四月一日前五年以上以内に終了したものがあつた場合には、その事業年度に係る同項に規定するこえる部分の金額は、ないものとする。

理由

今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため同族会社の留保所得に対する課税につきその留保所得額から控除する金額の引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため外国税額控除制度の拡充合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律
日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。
第十八条の二第二項中「二倍」を「三倍」に改める。

附則
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由
日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

狩猟法の一部を改正する法律案
狩猟法の一部を改正する法律案
狩猟法（六正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
第二条第四項中「鳥獣審議会」を「中央鳥獣審議会」に改め、同条第五項中「利害関係人及学識経験者ノ意見ヲ聞き、且」を「利害関係人ノ意見ヲ聞き、且」に改め、同条を第一条ノ四とし、第一条から第一条ノ三までとして次の三條を加える。

第一条 本法ハ鳥獣保護事業ヲ実施シ及狩猟ヲ適正化スルコトニ依リ鳥獣ノ保護蕃殖、有害鳥獣ノ駆除及危険ノ予防ヲ図リ以テ生活環境ノ改善及農林水産業ノ振興ニ資スルコトヲ目的トス

第一条ノ二 都道府県知事ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ目的トスル事業（之ニ係ル狩猟ニ関スル取締ヲ含ム）以下鳥獣保護事業ト称ス）ヲ実施スル為農林大臣ガ中央鳥獣審議会ノ意見ヲ聞き定ムル基準ニ従ヒ鳥獣保護事業計画ヲ樹ツルモノトス
鳥獣保護事業計画ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス

一 計画ノ期間
二 鳥獣保護区ノ設定及特別保護地区ノ指定並ニ休猟区ノ設定並ニ此等ノ整備ニ関スル事項
三 鳥獣ノ人工増殖及放鳥ニ関スル事項
四 有害鳥獣ノ駆除ニ関スル事項
五 鳥獣ノ棲息状況ノ調査ニ関スル事項
六 鳥獣保護事業ニ関スル啓蒙ニ関スル事項
七 鳥獣保護事業ノ実施ノ体制ノ整備其ノ他鳥獣保護事業ノ実施ノ為必要ナル事項

都道府県知事鳥獣保護事業計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ都道府県鳥獣審議会ノ意見ヲ聞きコトヲ要ス
都道府県知事鳥獣保護事業計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ滞ナク之ヲ公表スルト共ニ農林大臣ニ報告セシム

第一条ノ三 国ハ都道府県ニ対シ鳥獣保護事業計画ノ獨立ニ関シ必要アリト認ムルトキハ勸告ヲ行フト共ニ鳥獣保護事業ヲ実施スル為必要ナル指導及援助ヲ行フ機努ムルモノトス
都道府県知事ハ鳥獣保護事業計画ノ達成ヲ図ル為所要ノ措置ヲ講ズルモノトス

第四条第三項中「狩猟免許」ヲ「狩猟免許」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。
都道府県知事ハ狩猟免許ヲ受ケル者ニ対シ狩猟免許ト共ニ狩猟免許ヲ受ケタルコトヲ表示スル記載ヲ交付ス
狩猟免許ハ狩猟免許ヲ交付シタル

都道府県知事ノ管轄スル区域内ニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ
第五条第二項中「経過スルニ非ザレバ」の下に「当該取消ニ係ル狩猟免許ニ付テハ取消ヲ為シタル都道府県知事」を加える。
第六条第二項中「其ノ免許」を「其ノ狩猟免許」に改める。
第七条中「次条第一項ノ講習会ニ於ケル講習ヲ受ケザル者」を「次条第二項ノ証明書ヲ有セザル者」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県知事狩猟免許ヲ為スニ当リテハ該都道府県ノ区域内ニ於ケル鳥獣ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案スルト共ニ特ニ必要アリト認ムルトキハ狩猟免許ヲ申請シタル者ノ狩猟ヲ為スニ必要ナル適性ノ有無ヲ審査シテ之ヲ為スモノトス
第七条ノ二第二項中「知識ノ普及及向上」を「知識ヲ修得セシムルコト」に改め、同条第二項中「前項を」を「第一項」に、「鳥獣審議会」を「中央鳥獣審議会」に改める。
第七条ノ二第一項の次に次の一項を加える。
都道府県知事ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ講習会ニ於ケル講習ヲ受ケ其ノ課程ヲ修了シタル者ニ対シ証明書ヲ交付ス
第八条第一項中「其ノ免許」を「其ノ狩猟免許」全部又ハ一部」に改める。
第八条ノ二第一項中「特ニ必要アリトキハ」を「必要アリト認ムルトキハ」に改める。
第八条ノ二第六項中「第三項」を「第二項」に、「第四項」を「第五項」

に改め、同条第四項及び第五項中「鳥獣保護区」を「特別保護地区」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。
農林大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ鳥獣保護区ノ区域内ニ特別保護地区ヲ指定スルコトヲ得
第一条ノ四第四項及第五項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第八条ノ二第二項を削る。
第九条を次のように改める。
第九条 都道府県知事ハ一定ノ地域ニ於ケル狩猟鳥獣ガ減少シタル場合ニ於テ其ノ増加ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ三年以内ノ期間ヲ定メ休猟区ヲ設定スルコトヲ得
第十一条第二号を次のように改める。

二 休猟区
第十四条第一項から第三項まで中「入猟規程」を「猟区管理規程」に改め、同条第七項を次のように改める。
猟区設定者猟区内ニ於ケル狩猟鳥獣ノ保護蕃殖上必要アリト認ムルトキハ其ノ生育及蕃殖ニ必要ナル施設ノ設置、狩猟鳥獣ノ人工増殖、放鳥等当該猟区ノ維持管理ニ関スル事務ヲ国ノ設定スル猟区ニ在リテハ農林大臣ガ中央鳥獣審議会、地方公共団体ノ設定スル猟区ニ在リテハ都道府県知事ガ都道府県鳥獣審議会ノ意見ヲ聞き指

定スル者ニ委託スルコトヲ得
第十四条第七項の次に次の二項を加える。
前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ノ委託ヲ受ケタル者（以下受託者ト称ス）ハ当該事務ニ要スル費用ヲ負担スルモノトス
受託者ハ猟区内ニ於テ狩猟ヲ為サントスル者ヨリ委託ニ係ル事務ニ要スル費用ニ充ツベキ金額ヲ徴取シ其ノ収入ト為スコトヲ得
第十九条ノ二第一項中「禁猟区」を「休猟区」に改める。
第二十条中「又ハ譲受クルコト」を「譲受ケ、又ハ販売、加工若ハ保管ノ為引渡シ、若ハ其ノ引渡ヲ受クルコト」に改める。
第二十条ノ三「卵」の下に「加工」を加える。
第二十条ノ五を次のように改める。
第二十条ノ五 農林省ニ中央鳥獣審議会ヲ、都道府県ニ都道府県鳥獣審議会ヲ置ク
中央鳥獣審議会又ハ都道府県鳥獣審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ行フノ外農林大臣又ハ都道府県知事ノ諮問ニ応ジ鳥獣ノ保護蕃殖及狩猟ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
中央鳥獣審議会及都道府県鳥獣審議会ハ鳥獣ノ保護蕃殖及狩猟ニ関スル重要事項ニ付関係行政官ニ建議スルコトヲ得
第二十条ノ五の次に次の五條を加える。
第二十条ノ六 中央鳥獣審議会ハ委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
委員ハ関係行政官ノ職員及前条第二項ニ規定スル事項ニ関シ学識経

「第二項」に、「第四項」を「第五項」

「第五項」に、「第六項」を「第七項」

「第七項」に、「第八項」を「第九項」

「第九項」に、「第十項」を「第十一項」

「第十項」に、「第十一項」を「第十二項」

「第十二項」に、「第十三項」を「第十四項」

「第十三項」に、「第十四項」を「第十五項」

「第十四項」に、「第十五項」を「第十六項」

「第十五項」に、「第十六項」を「第十七項」

「第十七項」に、「第十八項」を「第十九項」

「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」

「第十九項」に、「第二十項」を「第二十一項」

「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十二項」

「第二十一項」に、「第二十二項」を「第二十三項」

「第二十二項」に、「第二十三項」を「第二十四項」

削除

職ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス
委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス但シ再任ヲ妨ゲズ
委員ハ之ヲ非常勤トス
第二十条ノ七 都道府県鳥獸審議會ハ委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
委員ハ關係行政庁ノ職員及第二十条ノ五第二項ニ規定スル事項ニ關シ學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ都道府県知事之ヲ任命ス
委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス但シ再任ヲ妨ゲズ
委員ハ之ヲ非常勤トス
第二十条ノ八 中央鳥獸審議會及都道府県鳥獸審議會ニ會長ヲ置キ夫々委員ノ中ヨリ之ヲ互選ス會長ハ会務ヲ總理ス
第二十条ノ九 前四條ニ規定スルモノノ外中央鳥獸審議會及都道府県鳥獸審議會ノ組織及運営ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十条ノ十 鳥獸保護事業ノ実施ニ關スル事務ヲ補助セシムル為都道府県ニ鳥獸保護員ヲ置クコトヲ得
鳥獸保護員ハ之ヲ非常勤トス
第二十二條第一号中「第一條第一項」を「第一條ノ四第一項」に、「第四條第五項」を「第四條第七項」に改め、同條第二号中「第一條第三項」を「第一條ノ四第三項」に改める。

第二十二條ノ二中「第八條ノ二第三項若ハ第四項」を「第八條ノ二第二項若ハ第五項」に改める。
第二十三條第四号中「禁獵区」を「特別保護地区、休獵区」に、「第八條ノ二第三項」を「第八條ノ二第二項」に改める。
附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)
第二條 この法律の施行後改正後の第一條ノ二の規定により最初にたてる鳥獸保護事業計画の始期は、昭和三十九年四月一日とし、その鳥獸保護事業計画は、昭和三十三年十二月三十一日までになてなければならぬ。
第三條 この法律の施行の際現に狩獵鳥獸として定められているものは、改正後の第一條ノ四第二項及び第四項の規定により定められたものとみなす。
第四條 この法律の施行前に農林大臣又は都道府県知事がした改正前の第一條第三項の規定による捕獲の禁止又は制限であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、改正後の第一條ノ四第三項から第五項までの規定により農林大臣又は都道府県知事がした禁止又は制限とみなす。
第五條 この法律の施行の際現に設定されている鳥獸保護区は、改正後の第八條ノ二第一項の規定により設定された鳥獸保護区とみなす。

し、当該鳥獸保護区の区域は、改正後の第八條ノ二第四項並びに同條第五項において準用する改正後の第一條ノ四第四項及び第五項の規定により指定された特別保護地区とみなす。
第六條 この法律の施行の際現に設けられている禁獵区は、改正後の第八條ノ二第一項の規定により設定された鳥獸保護区とみなす。
第七條 この法律の施行の際現に設定されている禁獵区は、改正後の第十四條第一項の規定により設定された禁獵区とみなす。当該禁獵区に係る入獵規程は、次項の規定による当該禁獵区に係る獵区管理規程の認可又は第三項の規定による当該禁獵区の認可の取消しがあるまでは、改正後の第十四條第一項の獵区管理規程とみなす。
第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第九條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六 改正後の第一條ノ四第四項及び第五項の規定は、前項前段の決定をする場合に準用する。
第七條 この法律の施行の際現に設定されている禁獵区は、改正後の第十四條第一項の規定により設定された禁獵区とみなす。当該禁獵区に係る入獵規程は、次項の規定による当該禁獵区に係る獵区管理規程の認可又は第三項の規定による当該禁獵区の認可の取消しがあるまでは、改正後の第十四條第一項の獵区管理規程とみなす。
第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第九條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

理規程を定め、昭和三十三年二月三十一日までに農林大臣に認可の申請をしなければならぬ。
農林大臣は、第一項の獵区の設定者が前項の日までに同項の申請をしなかつたとき、又は同項の申請に対し不認可の処分をしたときは、当該獵区の設定の認可を取り消さなければならない。
第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第九條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項の表中

中央鳥獸審議會

鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律(大正七年法律第三十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を行なうこと。

に改め、同條第二項中「鳥獸審議會」を「鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律」に改める。

第十條 火藥類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第三号中「狩獵法」を「鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律」に改める。

第十四條第三項の表道府県の項中「狩獵法」を「鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律」に、「下付」を「交付」に改める。

第二十二條中「狩獵法」を「鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律」に、「狩獵免狀」を「狩獵免許」に改める(地方交付税法の一部改正)

第十二條 銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十一條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條 銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

削除

第十條第十項第十号中「特種法中」を「特種法及特種法中」に改め、

理由

最近北支那の馬賊の甚く、思狀況及特種法の實施に於て、馬賊保護の實施の進捗及特種法の適正化を促進するに、新法は馬賊保護事業の進捗の制度を設け、馬賊保護の制度を整備し、あつては特種法中「特種法」に於て、特種法の進捗の進捗を促進する等の必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

中小企業高度化資金融通特別会計

法案

中小企業高度化資金融通特別会計

設置

第一条

中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条の規定による中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に對する貸付けに關する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

(管理)

第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、貸付金の償還金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの

繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第四条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて歳及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第八条 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金)

第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に關する事務は、大蔵大臣が行なう。

金特別会計に繰り入れなければならない。

第十四条 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することが出来る。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十五条 この法律の實施のための手続その他その執行に關する必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百十五号)の施行の日から施行し、昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の二の次に次の一号を加える。

四の二の三 中小企業高度化資金融通特別会計の經理を行なうこと。

理由

中小企業近代化資金助成法第三条の規定による中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に對する貸付けに關する政府の經理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案

國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律

國家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第九項中「路程に應じ一定距離当りの」を「路程等に應じ」に改める。

第九条第一項中「二割」を「十分の二に相当する額」に、「三割」を「十分の三(外国旅行に係るものについては、十分の二)」に改める。

第十六条第一項第二号並びに第十七条第一項第一号及び第二号中「六等級」を「七等級に」、「七等級以下」を「八等級」に改める。

第二十五條第二項中「その赴任の後」を削る。

第三十六条を次のように改める。
(移転料)

第三十六条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、左の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

- 一 二人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、一人をこえる者ごとにその百分の五に相当する額を加算した額
- 二 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその百分の十に相当する額を加算した額
- 三 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として大蔵省令で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前二号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路

が含まれる場合にあつては定額の百分の四十五に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の百分の二十に相当する額の範囲内においてそれぞれ大蔵省令で定める額に相当する額を加算した額

の者」を「外国在勤の職員に、「出張地又は新在勤地の存する地域について定められた支度料の定額」を「同項の規定による額」に改める。
第四十条第一項中「死亡地の区分に「第一項第三号及び」を加える。

第三十九条第一項中「目的地の存する地域の区分及び」を「出張及び赴任の区分並びに出張にあつてはその」に改め、同条第三項中「外国在勤

附則に次の一項を加える。
7 旅行先又は目的地が沖縄その他大蔵省令で定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第二の定額は、当分の間、同表に定める額（日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。）の十分の八に相当する額とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二 外国旅行の旅費

一 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
	甲 地方	乙 地方	甲 地方	乙 地方	
内閣総理大臣及び最高裁判所長官	四、二〇〇円				二二、一〇〇円
					四、八〇〇円
内閣総理大臣及び特命全權大使	三、四〇〇円				一〇、五〇〇円
					四、一〇〇円
その他の者	二、七〇〇円				八、一〇〇円
					三、六〇〇円
一等級又は二等級の職務にある者	二、二〇〇円	二、一〇〇円	七、一〇〇円	六、七〇〇円	三、一〇〇円
					三、一〇〇円
三等級の職務にある者	一、九〇〇円	一、八〇〇円	六、〇〇〇円	五、七〇〇円	二、六〇〇円
					二、六〇〇円
四等級又は五等級の職務にある者	一、六五〇円	一、五五〇円	五、一五〇円	四、八五〇円	二、二〇〇円
					二、二〇〇円
六等級以下の職務にある者	一、四〇〇円	一、三〇〇円	四、三〇〇円	四、一〇〇円	一、九〇〇円
					一、九〇〇円

備考

- 一 乙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）及びアフリカ地域のうち大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 二 船舶又は航空機による旅行（出発又は到着の日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

二 移転料

区	分	度																		
		鉄道百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上五千キロメートル未満	鉄道五千キロメートル以上一万千キロメートル未満	鉄道一万千キロメートル以上一ロメートル以上一ロメートル未満	鉄道一ロメートル以上一ロメートル未満	鉄道一ロメートル以上一ロメートル未満									
内閣総理大臣等	特命全権大使	四二、二〇〇円	五五、四〇〇円	七六、六〇〇円	一〇〇、三〇〇円	一二六、七〇〇円	一五五、八〇〇円	一七二、六〇〇円	一八七、四〇〇円	二〇三、三〇〇円										
大臣等	その他の者	三八、四〇〇円	五〇、四〇〇円	六九、六〇〇円	九一、二〇〇円	一一五、二〇〇円	一四一、六〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、四〇〇円	一八四、八〇〇円										
	一等級の職務にある者	三〇、七〇〇円	四〇、三〇〇円	五五、七〇〇円	七三、〇〇〇円	九二、二〇〇円	一一三、三〇〇円	一二四、八〇〇円	一三六、三〇〇円	一四七、八〇〇円										
	二等級の職務にある者	二七、八〇〇円	三六、五〇〇円	五〇、五〇〇円	六六、一〇〇円	八三、五〇〇円	一〇二、七〇〇円	一二三、一〇〇円	一三三、五〇〇円	一四三、一〇〇円										
	三等級の職務にある者	二五、〇〇〇円	三三、八〇〇円	四五、二〇〇円	五九、三〇〇円	七四、九〇〇円	九二、〇〇〇円	一一〇、四〇〇円	一二〇、八〇〇円	一三〇、五〇〇円										
	四等級の職務にある者	二二、一〇〇円	二九、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五二、四〇〇円	六六、二〇〇円	八一、四〇〇円	八九、七〇〇円	九八、〇〇〇円	一〇六、三〇〇円										
	五等級以下の職務にある者	一九、二〇〇円	二五、二〇〇円	三四、八〇〇円	四五、六〇〇円	五七、六〇〇円	七〇、八〇〇円	七八、〇〇〇円	八五、二〇〇円	九二、四〇〇円										

備考

路程の計算については、水路及び陸路一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

三 支度料及び死亡手当

区	分	支度				赴任	死亡手当
		旅行期間一月未満	旅行期間一月以上三月未満	旅行期間三月以上	出張		
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	一二九、三六〇円	一五七、〇八〇円	一八四、八〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	四八〇、〇〇〇円	
	国務大臣及び特命全権大使	一一八、五八〇円	一四三、九九〇円	一六九、四〇〇円	二五〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	
	その他の者	一〇七、八〇〇円	一三〇、九〇〇円	一五四、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	
	一等級の職務にある者	八六、二四〇円	一〇四、七二〇円	一二三、二〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円	
	二等級の職務にある者	七八、一六〇円	九四、九一〇円	一一一、六五〇円	一九〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	
	三等級の職務にある者	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇〇、一〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	
	四等級の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円	一五〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円	
	五等級の職務にある者				一二〇、〇〇〇円		
	六等級の職務にある者	五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	
	七等級以下の職務にある者				八〇、〇〇〇円		

附則

- この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 改正後の国家公務員等の旅費に關する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）について適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

理由

職員の旅費の実情等にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○白井委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官原田憲君。

○原田政府委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外四法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

最初に所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。政府は、今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度を確立するため、昨年八月税制調査会を設けまして鋭意検討を加えて参りましたが、昨年末同調査会から、最近における社会経済情勢の変化に応じて、現行税制につきさしあたって改正を必要とする事項について、昭和三十八年度の税制改正に關する臨時答申を得たのであります。その後、政府に

おきまして同答申を中心にさらに検討を重ねた結果、昭和三十八年度におきましては、中小所得者の負担の軽減をはかるとともに、当面要請される資本蓄積の促進、社会資本の充実、中小企業との振興等に資するため、国税において平年度五百四十億円の減税を行なうこととしたのであります。これらの税制改正諸法案のうち、今回、ここに、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得負担の軽減をはかることとあります。すなわち、基礎控除を現在の十万円から十一万円に、配偶者控除を現在の十万円から十萬五千円に、それぞれ引き上げるとともに、十五歳未満の扶養親族の扶養控除額を現在の三万円から三萬五千円に引き上げることとしておきます。また、これらの諸控除の引き上げに關連して専従者控除についても、青色申告者の場合は年令二十歳以上の専従者の控除限度額を現在の十二万円から十二萬五千円に、二十歳未満の専従者の控除限度額を現在の九万円から九萬五千円に、白色申告者の場合はその専従者の控除額を現在の七万円から七萬五千円に、それぞれ引き上げることとしておきます。

以上申し述べました諸控除の引き上げにより、夫婦子三人計五人家族の標準世帯を例にとりますと、所得税が課せられない所得の限度は、給与所得者では現在の約四十一万円までが四十五万円までに、事業所得者のうち、青色申

告者については現在の約三十九万円までが四十二万円までに、白色申告者については現在の約三十四万円までが三十七万円までに、それぞれ引き上げられることになるのであります。

次に、少額貯蓄を優遇するため、従来の国民貯蓄組合制度にかえて、制度の合理化をはかりつつ、新たに一人一種類、かつ、一店舗に限り元本五十万円までの預貯金等について、その利子所得に對する所得税を免除することとしたしております。

さらに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度について控除未済の外国税額について五年の繰り越し控除を認めることとする等制度の拡充合理化をはかっております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、中小企業者の税負担の軽減措置の一環として、同族会社の留保所得に對する課税につき改正を行なうこととあります。すなわち、現在、同族会社の課税留保所得金額の計算は、同族会社が留保した金額から、課税所得金額の百分の十に相当する金額と年五十万円とのいずれが多い方の金額を控除することとしていたしたのであります。が、今回この控除額を、課税所得金額の百分の十五に相当する金額と年百万円とのいずれが多い方の金額とするよう改めることとしていたのであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期設備資金の融通により、わが国経済の再建及び産業の開発の促進に努めて参つております。ことは、御承知の通りでありまして、今後とも同行の業務活動に期待するところはきわめて大きいものがあると考へます。

現在、日本開発銀行が行ないます借り入れ及び外貨債券発行の合計額につきましては、法律上自己資本の二倍以内ということに制限されております。しかるに最近における同行の業務の状況等を考慮いたしますと、今後の円滑な業務運営に資するため、この際同行の借入金等の限度額を自己資本の三倍といたすことが適当と考へられ、日本開発銀行法に所要の改正を行なう必要があるものであります。

次に、中小企業高度化資金融通特別会計法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。政府におきましては、昭和三十一年に中小企業振興資金助成法を制定いたしました。都道府県が中小企業等協同組合等の共同施設の設置、中小企業者の設備の近代化及び工場の集団化等に必要資金の貸付事業を行なうとき、国は、その事業に必要な資金の一部について毎年度補助金を交付し、これによつて中小企業の振興をはかつて参つたのであります。

設置に必要な資金を追加し、これを従来の組合の共同施設及び工場の集団化に必要な資金とあわせて中小企業高度化資金と称することとし、都道府県が中小企業高度化資金の貸付を行なう場合における国の助成の方法を従来の補助金の交付から無利子貸付金の貸付に改め、法律の名称も中小企業近代化資金助成法と改めることとするため、別途今国会に中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案を提案して御審議をお願いいたしております。

この中小企業近代化資金助成法に基づく都道府県に對する国の貸付に關しましては、その取支を明確にするため一般会計と区分して経理することが必要でありますので、ここに中小企業高度化資金融通特別会計法案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は、中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に對する貸付に關する経理を行なうことを目的とするもので、通商産業大臣が管理することとしております。

第二に、この会計の歳入は、貸付金の償還金、一般会計からの繰り入れ金及び付属雑収入とし、歳出は、貸付金及び付属諸費としております。また、この会計の予算及び決算その他必要な事項を定めるとともに、この特別会計の設置に伴つて必要な関係規定の整備を行なうこととしております。

最後に、国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

最近における職員の旅行の実情にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊

料、移転料等の定額を改定することにもあわせて所要の規定の整備を行なうこととし、この法律案を提案いたした次第であります。

以下、改正の要点を御説明申し上げます。

日当、宿泊料等につきましては、最近における宿泊料金の実態等を考慮して、その定額を平均一割五分程度引き上げるとともに、一般職の職員については職務の等級による旅費支給区分を現行の七段階から四段階に整理し、等級別の支給定額の格差の縮小をはかるため、別表を改めることとするほか、旅費支給の地域区分についても旅行の実情に即するように改めることによりしております。

次に、移転料につきましては、現行定額を二割引き上げるほか、行程を同じくする地域であっても特に多額の運賃を必要とする地域等については、一定の加算制度を設けることにより、移転に要する経費の実態をよりよく反映させるよう措置することとし、これらの措置を含めて平均五割程度の引き上げを行なうこととしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案外四法律案につきまして、その提案の理由を申し上げます。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいませようお願いします。

○日井委員長 次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますのでこれを許します。坪野米男君。

○坪野委員 産投会計の改正法案が提案されているわけですが、すで

に三十七年度第二次補正予算は衆議院を通過したようであり、また三十八年度予算も今審議中であります。予算委員会でも産投投資特別会計についても経済的側面からの審議がなされておられ、また大蔵大臣もこれに対して答弁をされているのであります。

御承知のように、第二次補正で三百五十億を産投会計の資金に繰り入れし、より予算案がすでに衆議院を通過したと見られておりますが、この三百五十億に加えて、補正予算八百二十一億という財源は、三十七年度の自然増収をほとんど食いつぶした予算であるといふことが指摘されておられるわけでありまして、従って、剰余金を翌々年度の三十九年度の予算に繰り入れて公債の償還に充てるといふ資金が全く見込まれておられないという予算であります。

○原田政府委員 第二次補正におきまして、三百五十億の一般会計から産投会計への繰り入れは、御案内のように昨年あるいは一昨年当時から盛んに論議されて参りましたように、世界の経済の場へ日本も必然的に入っていくにせざるを得ないというところの産業態勢の確立と申しますか、その準備が必要であるということ

は御案内の通りであります。あまりその空気が強く出過ぎたために引き締め政策をやらなければならなかったという事態が生じたことも御案内の通りであります。すなわち、産業態勢を確立するということは、日本のこれからの大きな政策でございますので、これらの需要が大へん多いということも御案内の通りでありますし、引き締め政策の成功によりまして、三十七年度の下期を待たずして経済も順調に進むという事態になって参りました。それに対応するために三十七年度の補正におきまして産投会計に対する要望が強い、これにこたえるために三百五十億を産投会計に入れた、こういうこと

○坪野委員 政府の答弁はどの委員会においても同じ答弁の繰り返しであり、切つて産投会計にぶち込む結果、三十八年度において不測の災害その他の事態が発生した場合の予備費をこえる財源の捻出に困るようなことはないか、三十八年度の歳入の見積りも一ぱい一ぱいに見込んで二兆八千億という超大型の予算を今審議中であるわけであり、この三十七年度の自然増収の剰余財源を全部使いつつて、三十八年度においてそういう不測の事態に十分対応できるという確信が御ありかどうかお尋ねしたい。

○原田政府委員 昭和三十八年度の今審議されておる予算においても、三十八年度の財源、三十七年度の財源、すべて使いつつておつて困りはないか、こういうお話であらうと思ひます。三十八年度につきましては、大体

上期は横ばいであるけれども、下期には予算関係あるいは産投会計を通じて民間とともにこの政策を十分に遂げることによって、三十八年度下期においては景気も上昇する、あるいは三十八年度の下期を待たずして現在の趨勢では経済の再発展といえますか、基礎が強化されていくに違いない、こういう見込みを立てておられますので、三十八年度あるいは三十七年度に財源を使いつつてしまつたら困ることが起きやしないかという点については、十分対応できると考えております。

○坪野委員 財政法の六条で、剰余財源を翌々年度の公債の償還財源に充てなければならぬという法の規定の精神からいって、財源が必要だということでは全部、全部といつても九分九厘使いつつてしまつて公債償還に充てる財源がなくても財政法六条の違反にはならないと思ひますが、法の精神に反するのではないか、立法趣旨に反するのではないかと考へる方もあります。この点についてどう考へようとお考えでしょうか。

○原田政府委員 今翌々年度に半分は国債その他の償還に充てなければならぬということになっておられるのかかわらぬ、今回のようなことをやると困りはせぬかというお話と思ひます。これにつきましても、これも予算委員会ではたびたび御質問に政府側からお答えいたしておりますが、その心配はないといふこと、それから財政法との関係につきましても、たしか三十一年度と三十五年と二回にわたつて政府はこういうやり方をとつた。三十五年の際にこれが非常に議論になりましたので、そういう疑義を解消するために

財政審議会に諮りまして、この法律を先々国会だつたと思ひますが、はつきりするために改正をいたしましたわけでありまして、財政投融資に一般会計から繰り入れをするということも大事なことで、こういうふうにも私どもは解釈してやつたわけでございます。このことについては問題はないと考へておりますし、冒頭に申し上げましたように、三十九年度におけるこの心配はないと考へております。

○坪野委員 今の公債、借入金等の償還財源に困ることがない、心配要らぬといふことではあります。それはどういふ意味ですか。九分九厘使いつつて、この三十七年度の剰余金でもって償還しなくても、三十八年度の財源から償還できるという意味ですか。

○原田政府委員 心配ないといふことにつきましても、事務当局から数字をもつてお答えいたします。

○稲村説明員 お答えいたします。三十九年度の国債償還計画に關しましてはいろいろの問題がございます。まだ具体的に数字が固まつておりませんが、大体考えますと、三十八年度におきまして五百億程度は三十九年度以降に持ち越すことによりまして、三十九年度の償還計画は、大体今までの例によつて一応試算いたしますと、三百億程度を用意すればよろしいかと思ひます。三十八年度からの繰り越しと申しますか、三十九年度以降へ持ち越す資金をもちまして十分に償還できると思ひます。

○坪野委員 事務当局から計数的に償還計画に支障を来たさないといふことではあります。これは来年度の問題であります。よく承つておきます。

次に、今の補正予算に関連いたしましたして財政法二十九条との関係であります。財政法二十九条が昨年の通常国会で改正になったということでありまして、この改正された現行の二十九条の規定に照らし、今回の第二次補正において三百五十億を産投会計の資金に繰り入れるというこの措置が、この規定の立法趣旨に反しておるんじゃないかという疑義が存するわけでありまして、というのには、産投会計の資金繰り入れ三百五十億ということが予定されておりますが、三十八年度の産投会計の歳入歳出の予定、さらに投資計画といったものを見た場合に、この三百五十億がどのように使われるかというところが何ら具体的に計画に上っていないように見受けられるわけでありまして、政府はこの三百五十億の資金を三十七年度、さらには三十八年度にどのように投資をするという計画をお持ちであるかを最初に伺っておきたいと思ひます。

○上林説明員 たいま御指摘の三十七年度補正予算によりまして三百五十億は、産投会計に設けられました資金へ繰り入れたものでございまして、この資金は、産投会計法によりまして、将来の産投会計の投資財源の確保をはかるために設けられたものでございまして、従いまして、三百五十億は後年度の投資財源の確保のために繰り入れられたものでございまして、そのうち御存じのように九十三億につきましては、三十八年度の産投会計の投資の財源に充てられるわけございまして、残額の二百五十三億につきましては、三十九年度以降の投資財源に充てるといふことが原則になっておるわけござい

ざいします。ただいまの御質問の御趣旨は、こういうような後年度の投資に備えた、いわば国庫内移しかえにとどまるものがこの二十九条の規定に照らし、疑義があるではないか、こういう御議論かと思ひますけれども、この点につきましては、先ほど政務次官から申し上げました通り、私どもはかねてからこういう資金の充実をはかるということも緊要であるという判断のもとに、三十一年度あるいは三十五年度におきまして同様の措置を講じたことがあつたわけございまして、これにつきましていろいろの御議論もあつたわけでありまして、この二十九条の改正におきまして、今申しましたような国庫内の移しかえにとどまるようなものにつきましても、補正予算の対象として緊要性の議論をしていただき、それが必要であるということであれば、補正予算として計上する、こういう法の改正をいたしましたわけございまして、これにつきまして、かねてから申し上げておりましたように、財政法二十九条に照らしましても、適法な妥当な処置であるというふうに考えておるわけでありまして。

○坪野委員 なるほど法改正によりまして、「当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む」という規定は挿入されておりますが、この前段の「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」というこの規定に照らして、やはり具体的に投資計画の一端として産投特別会計からの投資計画が具体的にあって、それに必要な資金を当年度で使いきれない、来年度に持ち越して使いたいと

いう具体的な投資計画があつて初めてこれが補正予算に組み得るものではないか、それが財政法二十九条の法の趣旨ではないかというように考えるわけでありまして。ただこういう規定があるから、何でも政府の一方的な裁量行為によつて、必要と認めて、余剰財源を全部計画なしに産投会計の資金に繰り入れるということはどうかと思ひます。ありますが、その点について重ねて一つ納得のいく御説明を願ひたいと思ひます。

○上林説明員 産投会計の資金は、申し上げましたように、投資財源を補足いたしますために原資を確保するべく設けられたものでございまして、従いまして、この資金の性格と申しますものは、将来の投資財源の確保をはかるため、この資金を充実することが資金を設置しました目的でございます。また、最近の経済情勢、国際情勢を考へますと、先ほど申しましたように、最近におきます貿易為替の自由化の進展とかいふ国際環境の動向、あるいはそれに対応いたしますためのわが国経済の体質改善、経済基盤の強化というやうなことをはかることが一そう必要になつて参つたわけございまして、これに伴ひまして、財政投融資の弾力的運用を行なうことは今後ますます必要となつてきたものと考へておるわけございまして。しかも産投会計は、すでに三十七年度の当初予算におきまして、その資金の全額を取りくずしております。従いまして、この資金の充実をはかり、将来の投資財源の充実確保をはかるということがますます緊要となつて参つたわけございまして、政府といたしましては、かねてから財源

があれば、情勢が許せば、これを拡充したい、これがまた必要であり、将来の今申し上げました財政投融資の弾力的な活用という面からいまして緊要であると考えておつたわけございまして。幸いにいたしまして、昭和三十一年度におきましては、租税の自然増収が見込まれるような状況になりましたので、この際その一部を産投会計の資金に繰り入れて、この資金の充実をはかりたい、こういう考え方で今回の措置をいたしましたわけございまして。

○坪野委員 政府の必要から、補正予算において産投の資金に必要と認めて繰り入れた、これが財政法二十九条違反にならぬ、そういう御見解の通りでありまして、私は財政の民主主義という建前からすれば、やはり産投会計において投資計画がある程度具体的な計画になつて、それに基づいて必要額を資金に繰り入れるというのが正しい財政上の措置じゃないかと考へるわけでありまして。そういう意味で、特に緊要となつた経費の支出に該当しない、ただ年度内で国庫内の移しかえができるのだという規定だけをこらえて、政府の放漫な産投への繰り入れという財政をただ合理化するにすぎない措置であるという意味で、私はこれは非常に遺憾な措置だと考へるわけでありまして、この点についてはさらにまた別の機会に議論をいたしたいと思ひます。

ますが、そのための所要の改正をしたにとどまらずに、従来は産投会計の資金及び歳入への繰入金については、そのつど産投会計法の附則において法改正の処置をとつてきたわけでありまして、今回はこれら、そのつどそのつどの繰り入れを、法改正によつて所要の措置をするという手続を省いて、今後は予算によつて成立すれば法改正を要せずに当然に産投会計で会計処置ができるというやうな改正にしようとする趣旨に譲り取れるわけでありまして、なせ、従来予算成立に伴つてそのつど法改正をやつてきた処置を、今回は予算成立のみによつてこの予算が執行できるように改正しようとしたのか、その必要の根拠をお尋ねしたい。

○原田政府委員 たいまの御質問にありましたように、これは法律の附則でやりたいましてそのつど繰り入れをやつておつた、今度は予算でございましてそれを入れるという法律の改正をしておるのであります。これは先ほど申し上げましたが、一般会計と産投の性格の違いということも御案内の通りであります。しかも、先ほど言いましたように、非常に需要が多くなつて参つておりますことも御案内の通りであります。この要望に應じて、これを恒久化して、一面において一般会計による財政支出をやるとともに、産投会計の弾力的な行き方という、この両者相待ちますとともに、民間とも共同して産業基盤の強化等に処したいと考へておりますので、今回はそういう目的をもつて法律を改正いたしました、予算でございましてならばその金額は産投会計に一々附則でうたわなくても入れ

られる、こういふふうに考えてやっただけであります。

もう一べん重ねて申し上げますけれども、非常に産投会計に対するところの要望が多ございまして、これに措置をするため、それから、そのつどそのつどやっておることをよりスムーズにやるために予算で通ればよいというようにすること、この法律改正によりまして国会の御審議をいただいておるわけでありまして、これが通りましたならば、そういう恒久化ということが認められる、そういうことが根拠になっております。

○坪野委員 いろいろ趣旨でこの産投法の改正が意図されておるとすれば、これは私はゆゆしき問題であると思ふわけでありまして。産投会計の資金への繰り入れあるいは歳入への繰り入れという措置は予算でなされるわけでありまして、予算委員会その他で予算審議が十分なされることは言はずまでもございませぬ。けれども、同時に特別会計は法律で定められることになつておるわけでありまして。この産投会計法の中で必要な手続その他の規定がなされておるわけでありまして、従来は予算で資金への繰り入れあるいは歳入への繰り入れが成立いたしましたけれども、同時に法案の審議を慎重にやつて、それに所要の改正を加えて初めてその予算の執行ができるという慎重な手続がなされておつたわけでありまして、今回の改正は、予算で成立すればあと予算の執行については法案の審議も何もしない、まことに政府にとつて都合のいい改正でありますけれども、予算委員会は、御承知のように国の政治全般にわたつての審議でありますか

ら、産業投資特別会計のような特殊な部門について、あるいは歳入の裏づけになる税制等についてその詳細な審議がなされる場ではないわけでありまして、勢い大蔵委員会において歳入面に ついての詳細にわたる審議がなされ、また産投会計についても詳細な審議が従来なされてきたわけでありまして。かゝるに予算が成立してしまつても、予算に關連した重要法案について、さらに慎重に審議をするという審議権を剝奪をして、予算を成立すればあとはもう政府の行政措置で予算が執行できるのだというふうな改正は、これは国会の監視であり、また審議権を制限、剝奪するものではないかといふことがいえるわけでありまして、財政の民主主義あるいは民主主義的な国会審議という観点からして、これは非常にけしからぬ、改悪であると考えられるわけでありまして、どういふ意図を持つて——ただ便宜主義的に予算成立のみによつて執行ができることについて、もう一度政務次官の御答弁をお願いしたいと思います。

○原田政府委員 何度もお答え申し上げるようでございしますが、決して国会を軽視もいたしておりません。そこで皆さん方に御審議をわすらわしておるのでございしますが、一般会計から産投へ繰り入れられるに於いてこれを恒久的にやろうと規定してありますのは、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、投資需要が非常に増大いたしております。そういうことから、一般会計の財源の需要が恒常化してきておるのに伴つてやろう、こういうことでございまして、ほかでも特別会計に繰り

入れるということをやつておりますので、決して国会を軽視しておるわけではございません。

○坪野委員 産投会計への繰り入れと云ふことは国会開会中に予算を通して行なわれるわけでありまして。従つて、国会で予算審議がなされると同時に各種の委員会で法案の審議もなされるわけでありまして、三百五十億の繰り入れが必要かどうかという政治的判斷、そういったものについて予算委員会その他で慎重に審議なされることは当然であります。同時に、産投会計法、これらの予算の執行は法を通過してなされるわけでありまして、大蔵委員会において関連法案を慎重に審議するといふのがわれわれの任務であらうかと思ふわけでありまして。従つて、毎回のつど予算で繰り入れの措置がなされるわけでありまして、その予算成立に關連して法案をこの国会に提出されても何ら産投会計の資金の需要を満たすに支障はないと思ふわけでありまして、どういふ理由から、法案を恒久化してただ予算成立だけでやろうとする措置を今回おとりにならうとするのか、あるいは他の特別会計ではすべからぬという簡便な方法でやつておるのだといふことでは、なぜ産投会計だけがそのつど繰り入れに於いて一々法改正をしなければならなかつたか、その他の特別会計との違いを一つ具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○上林説明員 一般会計から特別会計へ繰り入れをいたします場合に、制度といたしましては、予算の定めるところにより繰り入れることができるような場合と、産投会計のように、従来繰り入れを行なはずと法的にも受

け入れの権限を設けるようにして、本来の特別会計にはそういう制度自体を期待してない特別会計の場合がございまして。産投会計は、今申しましたような制度そのもの自体としまして、受け入れのためにそのつど立法を要するといふようにいたしましたゆえんのものは、御存じのように、これは昭和二十八年につくられたわけでございますが、当初の考え方におきましては、米国の対日援助見返り資金というものが引き継ぎましたその資産を主として回転し投資をしていきたい、また、その当時におきましては、その投資の範囲も必ずしも恒久を考へておらなかつたと思ひます。しかしながら、その後この法律の定めるところに從いまして、それを執行し得るといふ道を開きます方がより円滑に運営される場合もあり得るわけ、そういう趣旨によりこの制度を設けたといふこととございまして、御質問のような、国会を軽視するとか、そういう意味でございまして、のを設けたのではないわけとござい

金は、本来運転資金に充てるため入れたいわけとございしますが、決算の結果赤字が出ますと、それを取り戻すしなすに充てるということになつてきました。しかもこの調整資金の繰り入れは、食糧特別会計をこらんといたしまして、予算の定めるところにより一般会計から調整資金に繰り入れることができるように制度的になつておるわけとございまして。従いまして、制度といたしましては、こういうようにそれぞれの実態に即応いたしまして一般会計から必要に應じ——予算の十分な御審議を得ますことはもちろん必要でございしますが、その御審議をいただきました時にございまして、この法律の定めるところに從いまして、それを執行し得るといふ道を開きます方がより円滑に運営される場合もあり得るわけ、そういう趣旨によりこの制度を設けたといふこととございまして、御質問のような、国会を軽視するとか、そういう意味でござい

○坪野委員 今回の法改正のねらいは、単に予算措置として三百五十億の繰り入れあるいは四百九十七億の繰り入れといふよりも、行政権を強化する、そういう観点から——産業投資特別会計が非常に重要な特別会計であることは言はずまでもないわけでありまして。従つて、従来は予算措置に伴つてそのつど法改正がなされてきたわけでありまして、毎国会産投会計の一般会計からの繰り入れという措置が非常に多くなつたことから、今回これを恒久的な制度にし簡易化しようといふこと

のようでありまして、それはや

はり行政権優位の考え方に立つた危険な考え方だと思つてあります。やはり予算成立に關連して、かような重要法案についてはそのつど法改正を行なうのが民主主義の要請であらうと思つてあります。私は、そういう意味で、この法改正は必ずしも産投會計の財源確保のための必要な法改正ではないという意見を強く持つておるものであります。これはまた、意見でありますから論議の場に譲るといたしまして、一応そういう意図を持つてこの改正を今提案しておるということを承知をいたしておきます。

次に、少しこまかい点についてお尋ねをしたいと思つてあります。産業投資特別会計の予算案の中で、歳入の部に運用収入といたつて、三十七年度が百九十六億一千九百万、それが三十八年度が百九十六億一千六百万、わずかであります。三百万減になつておるようであります。この産投會計における運用収入というものがこの数年來ずっと減少のきみにあるというように聞いておりますが、実際はどういうことになつておりますか、その点ちよつと事務当局からお尋ねをしたいと思つてあります。

○稲益政府委員 手元にちよつと三十二年から三十七年度まで申し上げますと、三十六年度は、実績で申し上げますと、運用収入が二百二十億円であります。三十七年度について申し上げますと、予算では百九十六億円であります。現在の実績見込みでは二百二十四億円、三十八年度では、一応の現在での見通しの予算では百九十六億円、かよりになつております。

○坪野委員 そろそろと、運用収入としては別に減少の傾向にあるというわけではないわけですか。

○稲益政府委員 別に減少の傾向というわけではございません。

○坪野委員 それから資金よりの受け入れ九十三億ということになっておりますが、資金會計といふのですか、これはこの産投會計とは別個に資金會計を立てておられるという法の建前になつておるようですが、資金會計の方の今の残はどのくらいになるのですか。

○稲益政府委員 産投會計の、御承知のように歳入面と資金面とございまして、今回三百五十億円受け入れますのが資金なんです。これは従来にも資金面に受け入れますものと、それから歳入に受け入れますものとございまして、一般會計からそういう二つの道で産投會計へ資金が繰り入れられておるわけでありまして。

資金への繰り入れ状況を申し上げますと、従來の実績では、昭和三十二年に三百億ほど一般會計からの資金に繰り入れをいたしておりました。三十五年に三百五十億円、現在までの実績では、今回の三百五十億円をこれはまだ予定でございまして除きますと、実績では六百五十億円の繰り入れが行なわれておるわけでございます。これは資金としてその間にいろいろ運用をいたすわけなんですけれども、その運用益と合わせまして、これを必要のつど歳入の方に繰り入れまして投資の財源に充てる、かよりになつて参つておるわけでございます。現在ではこの資金面には三十七年度で歳入の方へ繰り入れました百五十億円が全額資金が使用

い尽くされた、かよりになつております。

○坪野委員 そろそろと、もう第二次補正で三百五十億が唯一の資金源だ、そのうちから九十三億を三十八年度の歳入に繰り入れる、そういうわけですね。

○稲益政府委員 仰せの通りであります。

○坪野委員 それからこまかいことを言いますが、この投資計画の出資金の欄で、日本道路公団への貸付金、これが八十五億、この八十五億が外債の発行によつてまかなうということになつておるようでありまして、一方、日本道路公団の財政融資計画による借入金の内訳を見ますと、産投會計から八十五億というほかに、政府出資金として九十五億を受け入れるということに財政融資計画には出ておるようでありまして、この産投會計八十五億以外の九十五億円の政府出資金というものは、具体的にどういふ資金を予定しているのか。

○稲益政府委員 政府出資金の九十五億円と申しますのは、道路特別会計からの出資金であります。私どもの方の産投會計ではございません。

○坪野委員 産投會計から道路公団への外債等による貸付金が八十五億ですね。そのほかに道路公団としては九十五億円を政府出資に仰いで資金計画を立てておることではあります。この政府出資というものはどういふ性格のものかということですが。

○稲益政府委員 ただいま申し上げましたように、こういう政府関係機関あるいは公団というものは、産業投資特別会計からの出資だけでございませ

で、場合によりまして一般會計からの出資がございましたり、ほかの特別会計からの出資がある場合があるわけでありまして。この道路公団の場合には、道路特別会計、それから出資が出ておる、それが九十五億円でありまして。

○坪野委員 この道路公団と開発銀行への貸付金の財源として二百三億を外債の発行によつてまかなうということでありまして、この外債債六千万ドルですか、二百十六億、これは十分消化できるといふ見通しで出されたものと思つておる、その見通しをお聞かせいたしたいと思います。

○稲益政府委員 外債債につきましては、ここ数年、かつて産業投資特別會計で直接外債債の形で発行いたしました例が一回だけございまして、その後、いわゆる政府保証債という形で外債債を三十六年度、三十七年度と引き続き発行いたしましたわけでありまして、どういふ経緯に徴しまして、大体私どもの現在の見通しでは、ニューヨーク市場——主としてアメリカ市場であります。外債債の消化は、この程度は——このほかに実は電債債あるいは東京都債というものについて政府が保証いたします。いわゆる政府保証外債債の発行を予定いたしておるわけでございます。産投外債債といたしまして六千万ドル程度は、十分消化可能ではないか、起債市場の状況から申し上げますと、大体私どもはこの産投外債債のほかに、ただいま申し上げました電債債、それから東京都債、こういうものを政府保証債の形で発行いたしました、かよりに考へております。その程度の起債市場における消化能力は十分

あるという見当をつけて予定をいたしておるわけでありまして。

○坪野委員 その外債債の利息と、それから開発銀行道路公団に貸付の利息とはどうなんでしょうか。差額があるのか同じなのか、その点ちよつと伺いた

○稲益政府委員 今回産投外債債という形で発行いたしますことは、一つは国債という姿で出しますことが、何と申しますか、一回の発行の額も多いため、それから比較的消化がやさしいし、条件もよいといったようなことを勘案いたしまして一部を産投外債債という形に出すことになつたわけでありまして、お尋ねの貸付条件であります。大体私どもとしましては産投外債債でいろいろ現在一応予定いたしておるものは、発行条件として表面の利回りが五分五厘程度、たとへばこれは現実に発行いたしませんとわかりませんが、九十八日見当でこれが出るといふことになりまして、大体そういう発行のときの条件を引き移しまして、そして国内で開発銀行なりあるいは道路公団なりに貸し付けをいたしたい、かよりに考へております。

○坪野委員 そろそろと外債債の利息に見合つた利息で貸し付けをする、こういうことではございませんか、もう一つお尋ねしておきますが、この産投會計の損益計算の中で納付金という欄があるのですが、これは現実にはどういふ機関からの納付金になつておるのですか。開発銀行の納付金がおもなものであつて、ほかに何か納付金として入つてくるものがあるのですか。

○稲益政府委員 開発銀行のほかでは北海道東北開発公庫でござい

ます。

○坪野委員 それだけです。

○稲益政府委員 現在のところ、その二機関からの納付金になっておりま

す。

○坪野委員 産投会計はここ数年一
般会計から資金あるいは歳入への繰り
入れを続けてきておるわけでありま
す。一方産投会計が出資をする先は、
ほとんどこれは配当その他で返って
くることのない、出し放しの出資では
ないかと思つております。そういう
中で産投会計の資金がだんだん枯渇を
して、しかも一般会計からこれを補っ
ていく、われわれの一般の血税から産
投会計に注入をしていくという形がと
られてきておるわけでありまして、そ
ういふ中で昨年のガリオア・エロアの
対日援助債務に多額の支払いをこの産
投会計から元利金を含めて支払つてい
くという措置がとられたわけでありま
す。このガリオア・エロアの対米債
務の支払いが産投会計の財源を枯渇さ
せておる大きな原因になっておるので
はないかということが考えられるわけ
であります。このガリオア・エロア
の対米債務の支払いが産投会計の原
資、財源に及ぼす影響について、事務
当局としてどういふようにお考えかを
伺いたいと思つてます。

○稲益政府委員 過去の国会でも御説

明申し上げたのでありますが、お話の
ようにガリオア債務の返済はこの産投
会計から行ないます結果、産投会計の
財源が減ること、これはもう仰せの通
りでございます。ただその際にも御説
明申し上げたのでありますが、私ども
としましてはガリオア債務の返済は、
現在の産投会計の中に引き継がれてお
りますいわゆる見返り資金特別会計時

代の資産、これを中心に考えまして、

この資産がござつばに計算いたします
と約四千億程度資産として引き継がれ
ておるわけでありまして、この資産には
直接手を触れませんが、この資産のい
わば運用収入と申しますか、そういう
た形で出て参ります開納納付金、それ
から開納への貸付金の回収金、その利
子、こういふもので実は十分返済が
可能であるという見通しを持っており
ます。現在におきましても、その当時
御説明をいたしましたいわゆるガリオ
ア債務の返済の最終期であります五十
二年三月末までの間に、ガリオア債務
は元利合計で二千八百五億円返済す
るわけでありまして、その間の、私ども
だいたい申しましたいわゆる運用収益が
二千二百億円になるという計算は、
現在でも変わっておらないわけであ
ります。十分にその運用収益でガリオ
ア債務は返済が可能であるという考え
でございます。

○坪野委員 もう一点、少しこまかい

点ですがお尋ねしたいと思つてます。三
十八年度の産投会計の投資計画額八百
三十七億円、そのうち二百三億円を外
債発行で開発銀行、道路公団に対する
貸付金はある。残額の六百三十四億
円その他の住宅金融公庫等に対して出
資を行なうのだ、こういうことであり
まして、同会計の自己資金等四十四億
円のほかに云々というこの自己資金等
四十四億円というものは、この予算書
でいふとどういふ数字になるのか、
ちょっと御説明を願いたいと思つて
ます。

○稲益政府委員 お尋ねの四十四億

円は、産投会計の固有資産でありまし
て、その算出根拠は、運用収入が百九
十六億円でございまして、前年度剰余金
の受け入れが四十五億円、外債発行
によります収入が二百十二億円、特定
物資会計の整理額のいわゆる剰余金の
受け入れ、これが六億円、合計で四百五
十九億円の歳入があるわけですが、これ
に對しまして歳出といたしまして、た
だいまお話の貸付金二百三億円、これ
は外債発行によるものであります。そ
れから対米債務の支払いが百五十八億
円、国債整理基金への繰り入れが五十
億円、それに予備費を四億円見込みま
して、合計歳出が四百十五億円、歳入
が四百五十九億円、この差額が四十四
億円でございまして、これを産投会計の
固有の原資として見込んでおるわけ
であります。

○坪野委員 そうしますと、今言われ

たような趣旨であつて、別に歳入のど
この費目にも自己資金という費目はな
いわけでありまして、わがかりまし
た。大体以上で私の産投会計一部改正法
案に対する質問は終わりたいと思いま
すが、先ほども指摘いたしましたよう
に、三十七年度の第二次補正予算、あ
るいは三十八年度一般予算で産投会計、
一般会計からの繰り入れをするとい
う政策上の必要、これの当否について
われわれは予算委員会等で論議をして
おつたわけでありまして、この予算措
置に関連して、所要の法改正をその
つど講じて参つた現行の制度を、恒久
的なものにしてしようということにつ
いては、先ほど指摘したように、これは行
政の便宜主義と申しますか、国会の審
議権に対する軽視を意味するものだと
いう意味で、私はこの点については強

く反対の意見を申し添えまして、私の

質問を終わりたいと思つてます。
○白井委員長 関連質問の申し出があ
りますので、これを許します。広瀬秀
吉君。
○広瀬(秀)委員 関連質問を申し上げ
たいのですが、先ほど理財局長は坪野
委員の質問に對しまして、外債発行
における大体の利率はどれくらいなの
か、また道路公団に対する貸付の利率
をどのくらいに設定するかという問題
に對して、非常に抽象的に不親切な答
弁をなさつたと思つております。これ
でも政府保証債として、電電債とかあ
るいは電力債等を発行した経験もある
わけですが、政府として産投外債を今回
発行するということは、相当大きな問
題点であるわけなんです。その発行条
件というふうなことも、やはり大体今
のアメリカ市場を当てにするというふう
な、そこにおける金融市場というもの
を十分つかんで、どのくらいの利率で
大体発行できる見通しなのか。それと
道路公団ではすでに八十五億受け入れ
ののだということ、大体利率はどの
くらいだろうというふうなこと、おそ
らく計算もしていなければならぬは
ずであります。それを、大体見合つて
やるのだという程度のことでは、やは
り納得できないのであつて、大体道路
公団には幾らくらいのつもりで貸すの
だ、貸さざるを得ないだろう、そのた
めには大体どのくらいの外債の利率
というものが見込まれるのかという見
通しですね。あまり抽象的なので、そ
の点今までの経験から徹しても十分調
べておられるだろうと思つてますから、
大体の見通しというものをもう少し

はつきり出してもらわないと困るの

で、その点一つ質問いたします。
○稲益政府委員 実は起債のいろいろ
な条件は、発行時のいろいろな金融情
勢によつて左右されるものであります
から、確定的なことを実は申し上げか
ねて抽象的に申し上げたのであります
が、現在私どもの一応の予想として
持つておりますものは、過去におきま
して先ほど申し上げましたように、三十
三年度に一回国債の形で産投外債を出
しておるわけなんです。そのときの条
件を見ますと、長期債でありまして、
長期債の表面利率が五分五厘でありま
す。発行価額が九十八ドル、従いまし
て応募者の利回りで五分七厘くらいに
ついておるわけでありまして、発行のた
めのいろいろな手数料が要りますが、こ
れがそのときの情勢によりまして、い
ろいろ交渉の余地のある問題で、これ
をさらに加えて、そして産投会計
では何と申しますか、いわゆる損のな
い利率で道路公団を開発銀行に貸し
付けたら、かように考へておるわけ
であります。今ここで確定的に、その
手数料その他ははつきり算定する
ことは困難な問題であります。一応現
在の予定では、道路公団に対する貸付
を七分程度で今予定をいたしており
ます。

○広瀬(秀)委員 電電債あるいは電力

債の実績は大体どのくらいですか、発
行利回り、応募者利回り……
○稲益政府委員 最近出ましたもので
申し上げますと、三十七年の五月に開
銀債を出してあります。それから三十
七年の九月に電電債、これはいすれも
同じ条件で出ておりますが、表面利率
を申し上げますと六分でありまして、発

はつきり出してもらわないと困るの

で、その点一つ質問いたします。
○稲益政府委員 実は起債のいろいろ
な条件は、発行時のいろいろな金融情
勢によつて左右されるものであります
から、確定的なことを実は申し上げか
ねて抽象的に申し上げたのであります
が、現在私どもの一応の予想として
持つておりますものは、過去におきま
して先ほど申し上げましたように、三十
三年度に一回国債の形で産投外債を出
しておるわけなんです。そのときの条
件を見ますと、長期債でありまして、
長期債の表面利率が五分五厘でありま
す。発行価額が九十八ドル、従いまし
て応募者の利回りで五分七厘くらいに
ついておるわけでありまして、発行のた
めのいろいろな手数料が要りますが、こ
れがそのときの情勢によりまして、い
ろいろ交渉の余地のある問題で、これ
をさらに加えて、そして産投会計
では何と申しますか、いわゆる損のな
い利率で道路公団を開発銀行に貸し
付けたら、かように考へておるわけ
であります。今ここで確定的に、その
手数料その他ははつきり算定する
ことは困難な問題であります。一応現
在の予定では、道路公団に対する貸付
を七分程度で今予定をいたしており
ます。

行価額が九十六ドル、応募者利回りで申し上げると、六分四厘一毛九糸であります。

○広瀬(秀)委員 今回発行する外債の場合にも手数料は払わぬと言いますけれども、大体六分くらいにはなる見込みですか。これはおよその見当でいいです。手数料等を含めまして、五分七厘、六分くらいにはつきましますか、今度の外債発行の資金コストですね。

○稲益政府委員 いわゆる手数料の点がここにごさいますね、六分ではきかないと思ひます。

○広瀬(秀)委員 低金利政策の問題と関連をして、国内で金融緩和も非常にことしは緩和しそうだということも盛んに言われておるわけですねけれども、外債発行をどうしてもしなければならぬ、しかも結局六分をこえるような資金コストでやらなければならぬというよりな問題と、国内の金融緩和が相当緩和するのだという宣伝との間には、なぜ外債に頼らなければならぬのかという、どうしてもそうしなければならぬ理由が、どうもわれわれには納得いかぬわけですね。ここらのところを納得いくように説明をしていただきたいと思ひます。

○稲益政府委員 国内で金融もある程度ゆるむということになりますと、仰せの通り資金調達も容易になるといふことはお話の通りだろうと思ひます。ただ外債につきましては何と申しますか、広い立場で申し上げますと、日本が全体としてやはり資本不足である。ある程度高度の成長と申しますか、そういうものを前提といたしますと、安定的な、いわゆる長期の借り入れが外国からできる。これが非常に

条件が悪ければ別でございますが、そうでない場合には、これはある程度外債の裏づけという点から考えましても、そう不健全なものであるとは私どもは考えないわけでありませう。逆に何と申しますか、ある意味ではそういう国内の資本不足というものを、高度の成長をやり出す際に考えて参りますと、そういう安定した外債、条件の悪くない外債、こういふものがある程度受けてもいいのじゃないか。ただそこで非常に無理をいたしますと条件を悪くいたしますし、そういう意味で私どもとしましては慎重に外国における起債市場というものをにらみましても、無理のない限度で発行して参りたい、これが基本的な考えであります。お説のように、国内でも金融緩和に伴いまして国内の来年度の公社債、起債市場が緩和されるのじゃないかと考えておられます。そういう面で両々合わせて考えていってしかるべきではないか、かように考えておるわけでありませう。

○広瀬(秀)委員 財政投融資計画で、たとえば電電等で外債を発行したものと自己資金等という区分けを今度初めてやったわけですね。ああいうようなことは産投外債というものを将来恒常的に、おそらく毎年々々やっていくのじゃないかということを疑わしめるような気がするわけですね。これはそういう関係になりますね。産投外債をこれから毎年々々やっていくというより強い気持をお持ちなんですか。何年に一べんというようなことですか、大体そこらあたりの腹づもりは一体政府としてどうなんですか。

○稲益政府委員 これは別途御審議いただきます外債発行に関する法律の案文でも実は一年限りでありませんで、今後継続的にと申しますか、引き続き発行をいたすという考えで法律案を御審議願う用意をいたしておるわけでありませう。と申しますのは、前回は三十二年度の際には、こういう国債の形で出しますことがどういふ反響を呼びますか、償還の状況についてどうかという点に多分に不安があったわけでございます。先ほど御説明いたしましたように、その後政府保証債という形でかなり起債市場にもなじみができて参っております。そういう点も勘案いたしますと、これからある程度日本といたしまして外債を継続的に発行することが期待できるといふ考えでおるわけなのであります。その際必ず三十九年度におきまして国債の形で出すかどうかといった点については、現在まだそこまできめておるわけではありませぬ。引き続き発行することを一応は期待をしておるといふ考えであります。

○白井委員長 次会は来たる十四日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時四分散会

昭和三十八年二月十五日印刷

昭和三十八年二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局